

# 第4期愛莊町 地域福祉計画

令和2年度－令和6年度

一人ひとりが輝き  
しあわせをみんなで  
分かちあう福祉のまちづくり

みんなで一緒に  
学んでみよう！

何をするものなのかな？

地域福祉って  
何だろう？



令和2年3月  
愛莊町

## 第4期愛荘町地域福祉計画の策定にあたって

わが国では、少子高齢化や人口減少が進む中で、社会情勢も日々変化しています。

地域においても、課題が多様化、複雑化、深刻化する中で、既存の制度のみでは対応しきれない生活課題が顕在化しています。それらの課題に対応するためには、地域住民や行政等の連携・協働のもと、「地域における福祉力」を一層高めていくことが求められています。



そこでこのたび、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第4期愛荘町地域福祉計画」を、新たに策定しました。

第4期計画では、これまで築き上げてきた成果を土台とし、「包括的・総合相談支援体制」や「町全体で取り組むこと、小学校区や各自治会等で行き組むこと、より身近な場所で行き組むことなど、重層的な推進体制」を構築し、地域福祉の取組を効果的に推し進めていきます。

そのためには、行政はもとより、町民の皆様や関係機関・団体の皆様、事業者の皆様、あらゆる主体が相互に連携し、「地域共生社会の実現」をめざしていかなければなりません。引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

むすびにあたり、愛荘町域福祉計画策定委員会の委員の皆様、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見、ご提案をいただきました町民の皆様や関係機関・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

愛 荘 町 長   有 村   国 知

# 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって.....           | 1  |
| 1 計画策定の背景.....                | 1  |
| 2 地域福祉とは.....                 | 1  |
| 3 地域共生社会の実現に向けて.....          | 2  |
| 4 地域共生社会と地域福祉計画の関係性.....      | 2  |
| 5 計画の位置づけ.....                | 3  |
| 6 計画の期間.....                  | 4  |
| 7 計画の策定体制.....                | 4  |
| 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 .....      | 5  |
| 1 統計データからみる本町の特徴.....         | 5  |
| 2 町民アンケート調査結果 .....           | 9  |
| 3 第3期計画目標値の達成状況.....          | 20 |
| 4 現状からみえてきた課題のまとめ .....       | 21 |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....           | 23 |
| 1 計画の基本理念と施策体系.....           | 23 |
| 2 計画の基本目標.....                | 24 |
| 3 重点施策.....                   | 25 |
| 4 圏域別の課題解決・支援体制.....          | 26 |
| 第4章 施策の展開 .....               | 27 |
| 1 住民の主体的な参画と協働による地域福祉の推進..... | 27 |
| 2 支援が必要な人を見逃さない地域づくり .....    | 30 |
| 3 目標とする指標.....                | 33 |
| 第5章 計画の推進体制 .....             | 34 |
| 1 町民を中心とした協働による計画の推進 .....    | 34 |
| 2 計画の周知.....                  | 34 |
| 3 計画の点検・評価 .....              | 34 |
| 資料編 .....                     | 35 |
| 1 本町の現状.....                  | 35 |
| 2 愛荘町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....    | 43 |
| 3 愛荘町地域福祉計画策定委員会傍聴要綱 .....    | 45 |
| 4 地域福祉計画策定委員会委員名簿.....        | 47 |
| 5 策定経緯.....                   | 48 |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年、全国的に人口減少や少子高齢化、核家族化が急速に進む中で、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加しています。また、都市化や情報化の進展により、個人の価値観やライフスタイルが多様化し、支え、支えられるという社会的なつながりが希薄化しています。こうした社会の変化を背景に、ひきこもりや孤立死、虐待、生活困窮、子どもの貧困等、福祉を取り巻く地域の課題は多様化、複雑化しています。

国ではこのような課題に対して、法制度の改正・施行等、あらゆる施策が講じられています。しかし、これまでの公的な福祉サービスだけでは、多様化、複雑化する課題に対して十分に対応することが難しく、一人ひとりの主体的なかわりが一層求められています。

滋賀県では、平成28年3月に、「すべての地域住民のために、すべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築」を基本理念とし、「滋賀県地域福祉支援計画～支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉『三方よし』計画～」(平成28年度～令和2年度)を策定しています。

本町では、合併当初、平成19年度から21年度までの3カ年計画を「ごきげんさんと声かける、顔がなじみのまちづくり」等を基本方針として策定し、新たに計画の理念を昇華させるため平成22年度から26年度までの5カ年計画では「一人ひとりが輝き しあわせをみんなで 分かちあう福祉のまちづくり」を新たな基本方針としました。

その後、平成27年3月に、平成27年度から令和元年度までを期間とする「第3期愛荘町地域福祉計画」(以下、「第3期計画」という。)を策定し、地域で暮らすすべての人が等しく、安心して、生きがいを持ちながら、健康で暮らすことができるまちづくりをめざし、地域福祉を推進してきました。

この度、第3期計画の計画期間が終了するにあたり、これまでの活動をさらに発展的に進めていき、かつ新たな課題への対応を行っていくために、「第4期愛荘町地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

## 2 地域福祉とは

私たちは日ごろの様々な生活課題や困難に対して、公的サービスを受けながら生活しています。しかし中には、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人が日々のごみ出しや電球の取り換え等に困るといったように、公的なサービスや制度では対応できない福祉課題も多くあります。

町民一人ひとりや地域で活動している団体、行政が連携して、様々な福祉課題の解決に向けて取り組むことにより、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をつくり上げていく、という考え方や取り組みを「地域福祉」といいます。

### 3 地域共生社会の実現に向けて

わが国では、少子高齢化や人口減少が進み、家庭・地域・職場における支えあいの基盤が弱まっています。こうした中、国において、様々な福祉施策の見直しが進められています。

しかしながら、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援には限界があります。たとえば、介護と育児を同時に行う「ダブルケア」や、高齢者の親と無職独身の 50 代の子が同居している、いわゆる「8050 問題」等、様々な分野の課題が絡みあって複雑化する問題には、「縦割り」で整備された支援ではなく、分野を超えた連携を進め、包括的に支援することが求められています。

そこで、国は、平成 28 年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、その中で制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現をめざすことを示しました。

「地域共生社会」とは、高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高めあうことをめざすものです。「地域共生社会」の実現に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる仕組みの構築が進められています。

### 4 地域共生社会と地域福祉計画の関係性

平成 30 年 4 月に施行された改正社会福祉法により、地域福祉計画が高齢者や障がいのある人等を対象とした個別の福祉計画の上位計画として位置づけられました。上記改正法の施行にあたっては、平成 29 年 12 月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（市町村地域福祉計画の策定ガイドライン）が示され、「地域共生社会」の実現に向けて、市町村が策定する地域福祉計画に反映させるべき新たな項目が示されています。本計画は、福祉分野やその他関連分野における様々な制度改正や市町村地域福祉計画の策定ガイドライン等を踏まえ策定しました。

地域共生社会の実現に向け、町民の参画と協働が必要とされている中で、町民一人ひとりが生活課題を「他人事」ではなく、「我が事」として捉え、地域づくりに参加するきっかけとなる役割も、地域福祉計画は担っています。

## 5 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。本町における地域福祉を推進することを目的に、「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

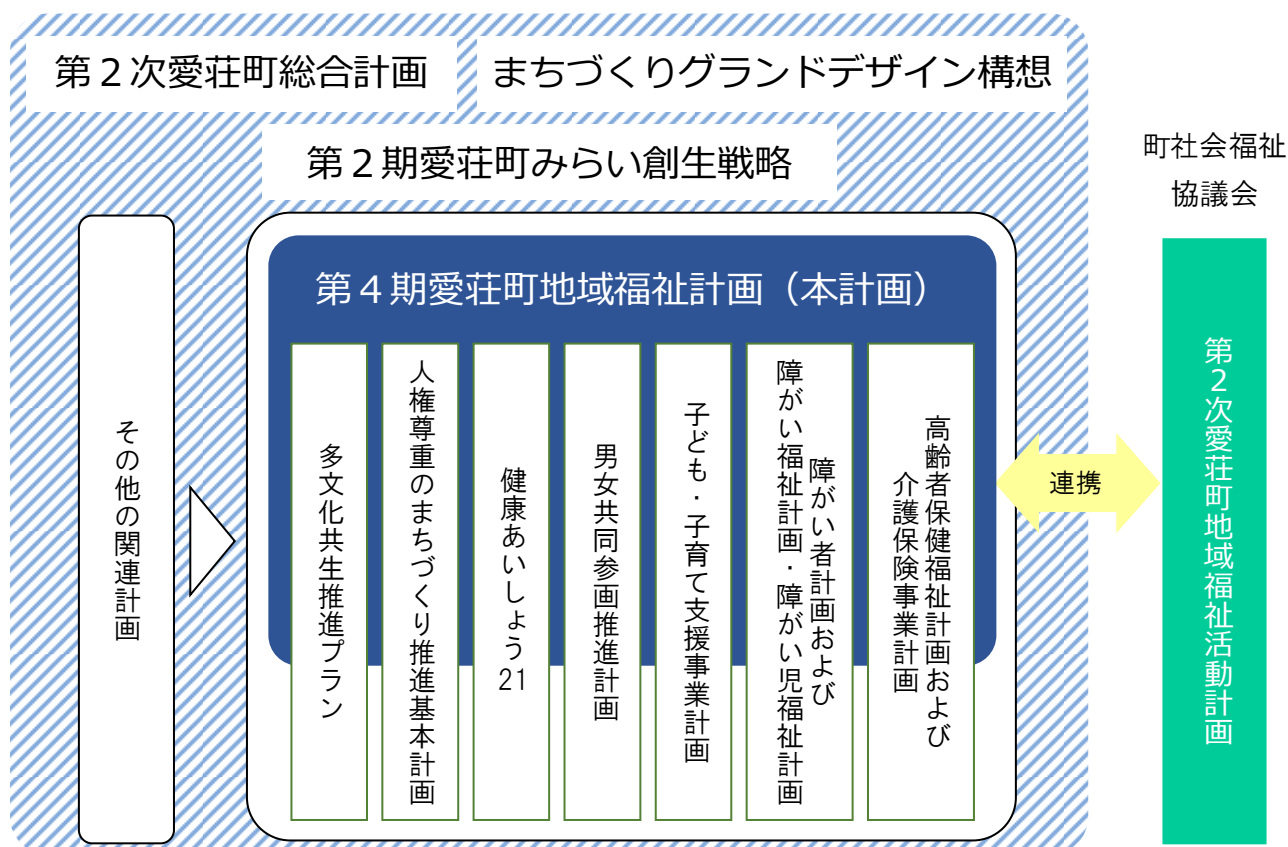
また、愛荘町社会福祉協議会（以下、「町社会福祉協議会」という。）の「第 2 次愛荘町地域福祉活動計画（平成 29 年度～令和 3 年度）」は、地域福祉を目的とする民間の活動・行動計画であり、地域における課題や地域福祉の理念等を本計画と共有し、活動の密接な連携を確保しています。

本計画は、第 2 次愛荘町総合計画を基本とし、めざすまちの姿や施策の方向を踏まえるとともに、個別の福祉計画の上位計画として位置づけています。

また、第 2 期愛荘町みらい創生戦略において、持続可能な開発目標－SDGs（Sustainable Development Goals）の視点を踏まえた、経済・社会・環境を巡る広範な課題への統合的な取り組みを進めています。本計画においても、その視点に基づき取り組みを進めます。

なお、本計画において、地域は自治会の範囲とします。

### ■計画の位置づけ（イメージ図）



### 持続可能な開発目標－SDGs（Sustainable Development Goals）とは

持続可能な開発目標－SDGs（Sustainable Development Goals）は平成 27 年に国連において採択された、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための 17 の目標と 169 のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標です。



## 6 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度の見直し等、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

## 7 計画の策定体制

### (1) 愛荘町地域福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関の代表者、各種団体の代表者、民間事業者の代表者等で構成された「愛荘町地域福祉計画策定委員会」において、計画について審議を行いました。

### (2) 地域福祉に関する町民アンケート調査の実施

本調査は、本町にお住まいの16歳以上の方と町内の中学校に通学中の中学2年生を対象に、ふだんの生活や福祉に関するお考えをうかがい、調査結果を踏まえ、本町の実態に即した計画とするため実施しました。

■ 調査地域：愛荘町

■ 調査対象者、調査期間、調査方法：

| アンケート種別    | 調査期間     | 調査方法        |
|------------|----------|-------------|
| 16歳以上アンケート | 平成30年11月 | 郵送配布・郵送回収   |
| 中学生アンケート   | 平成30年11月 | 学校を通じた配布・回収 |

■ 回収結果

| アンケート種別    | 配布数    | 有効回収数 | 回収率   |
|------------|--------|-------|-------|
| 16歳以上アンケート | 2,000票 | 660票  | 33.0% |
| 中学生アンケート   | 220票   | 201票  | 91.4% |

### (3) パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、本町の政策を定める際に、町民からの意見を政策形成に反映させるため、その原案を町民に公表し、それに対する意見や提案を原案に活かせるかどうか検討し、その経過や結果を公表する制度です。本計画に対する意見を町民等に広く求めるため、令和2年1月にパブリックコメントを実施しました。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

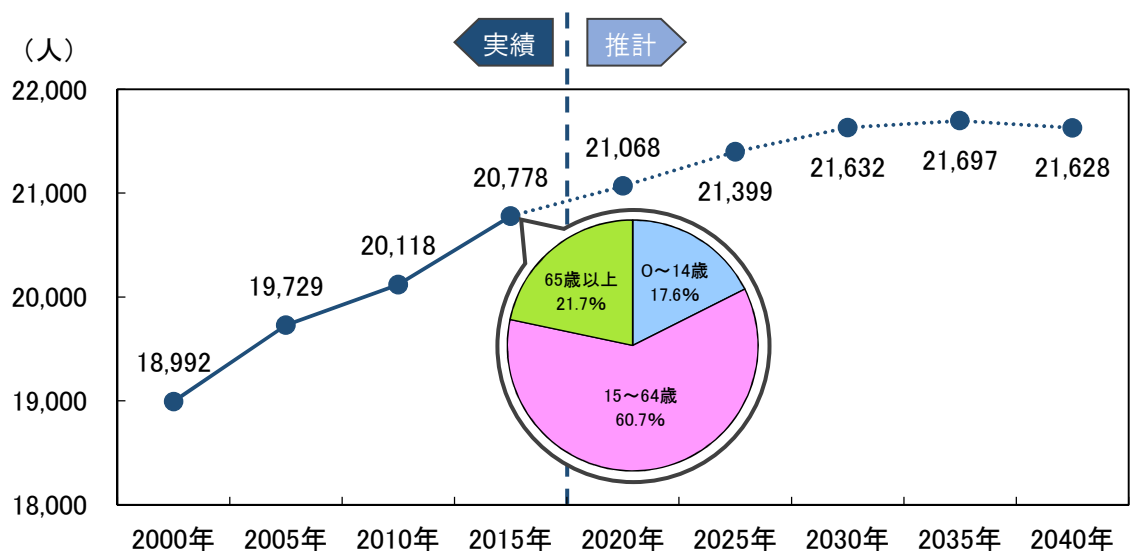
### 1 統計データからみる本町の特徴

#### (1) 人口・世帯等の状況（資料編 35～38 ページ参照）

本町は今後も人口が増加傾向。2035 年を境に人口減少へと転じる。

人口は今後も増加傾向にあり、2035 年を境に減少傾向に転じることが予測されます。  
2015 年の3区分別人口比をみると、65 歳以上人口の割合は 21.7%となっています。

#### ■人口推移と将来推計

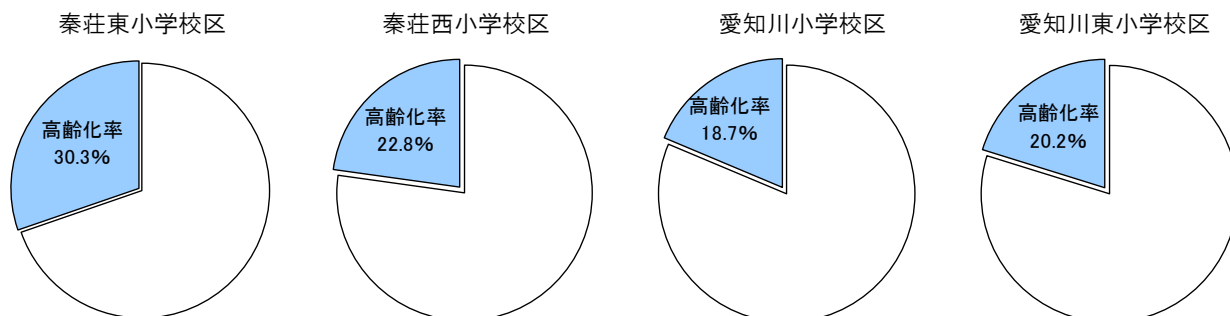


資料：2000 年～2015 年：国勢調査、2020 年～2040 年：第2次愛荘町総合計画

特に秦荘中学校区において高齢化が進行。

小学校区別に高齢化率をみると、秦荘東小学校区で 30.3%と最も高く、次いで秦荘西小学校区で 22.8%と、特に秦荘中学校区において高齢化が進行しています。

#### ■小学校区別高齢化率の状況（令和元年9月30日現在）



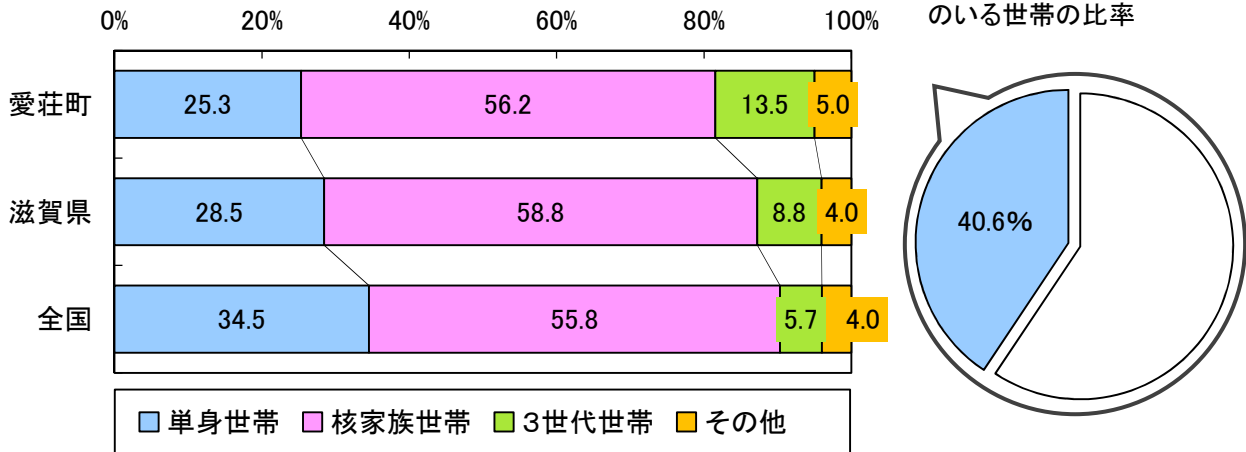
資料：住民基本台帳

本町では単身世帯が少なく、3世代世帯が多い。

世帯類型を国・県と比較すると、本町は単身世帯の割合が低い一方、3世代世帯の割合が高くなっています。一般世帯に占める65歳以上のいる世帯の比率は4割を超えています。

■世帯類型の状況(平成27年)

■一般世帯に占める65歳以上のいる世帯の比率

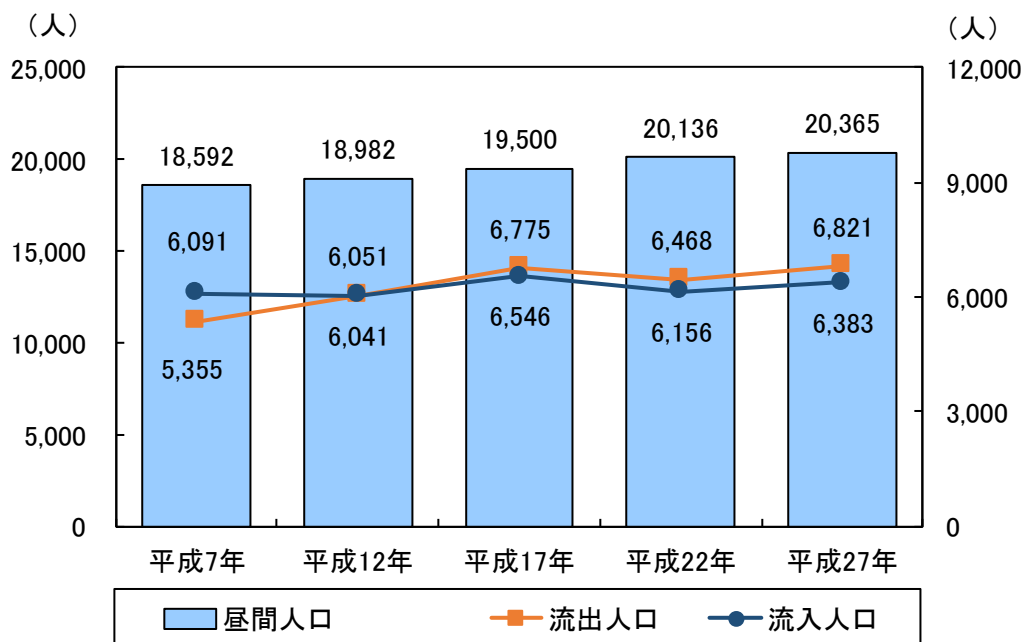


資料：国勢調査

昼間人口が夜間人口を下回っている。

昼間人口は、平成7年以降増加傾向となっています。平成12年以降、流出人口が流入人口を上回っており、平成27年の昼間人口は20,365人と、夜間人口(20,778人)を下回っています。

■昼間人口の推移



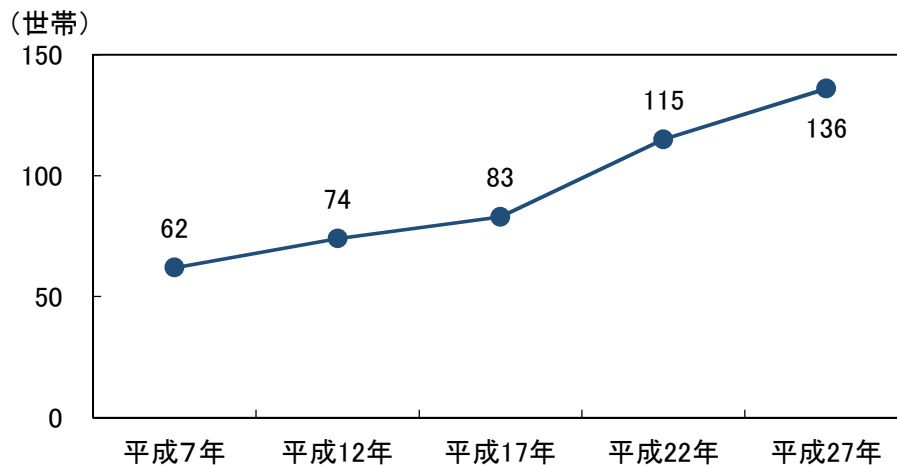
資料：国勢調査

## (2) 地域福祉に関する統計数値の状況（資料編 39～42 ページ参照）

ひとり親世帯数は平成 7 年から平成 27 年にかけて 2.2 倍に増加。

ひとり親世帯数は、平成 7 年以降増加傾向となっています。平成 7 年で 62 世帯、平成 27 年で 136 世帯と、20 年間で 2.2 倍の増加となっています。

### ■ひとり親世帯数の推移

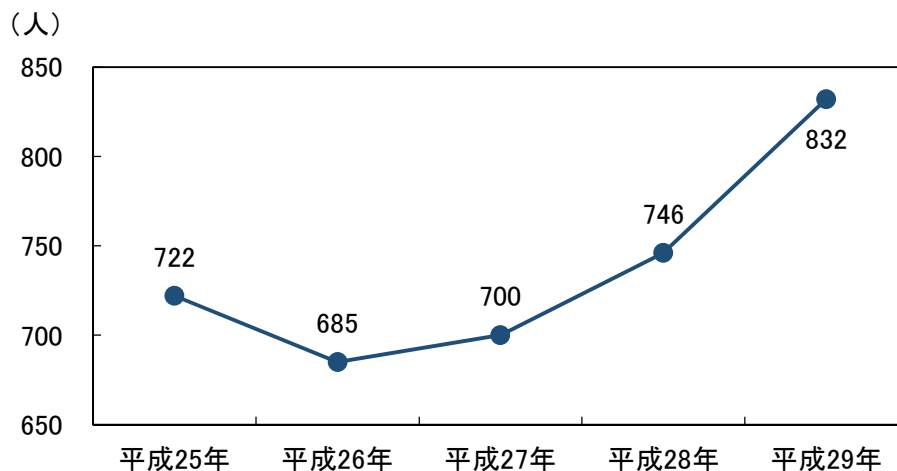


資料：国勢調査

外国人住民人口は平成 25 年から平成 29 年にかけて 1.15 倍に増加。

外国人住民人口は、平成 26 年を境に増加傾向に転じています。平成 25 年で 722 人、平成 29 年で 832 人と、平成 25 年から平成 29 年にかけて 1.15 倍の増加となっています。

### ■外国人住民人口の推移

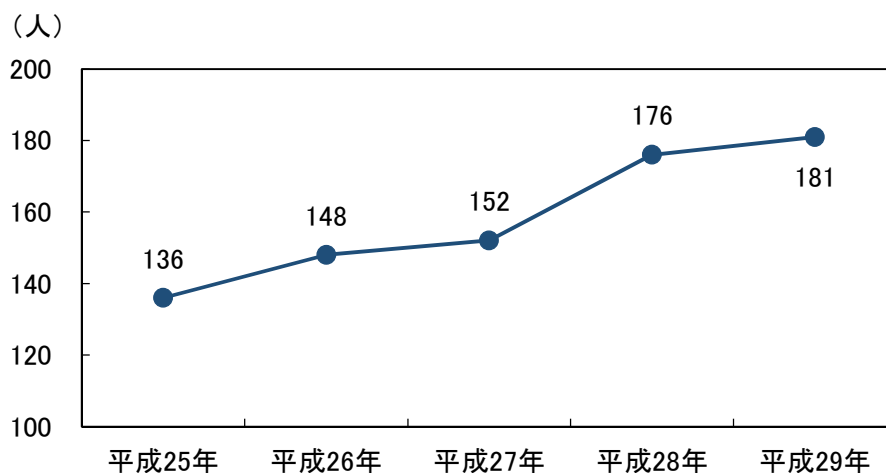


資料：住民基本台帳

生活保護者数は平成 25 年から平成 29 年にかけて 1.3 倍に増加。

生活保護者数は、平成 25 年以降増加傾向となっています。平成 25 年で 136 人、平成 29 年で 181 人と、平成 25 年から平成 29 年にかけて 1.3 倍の増加となっています。

#### ■生活保護者数の推移

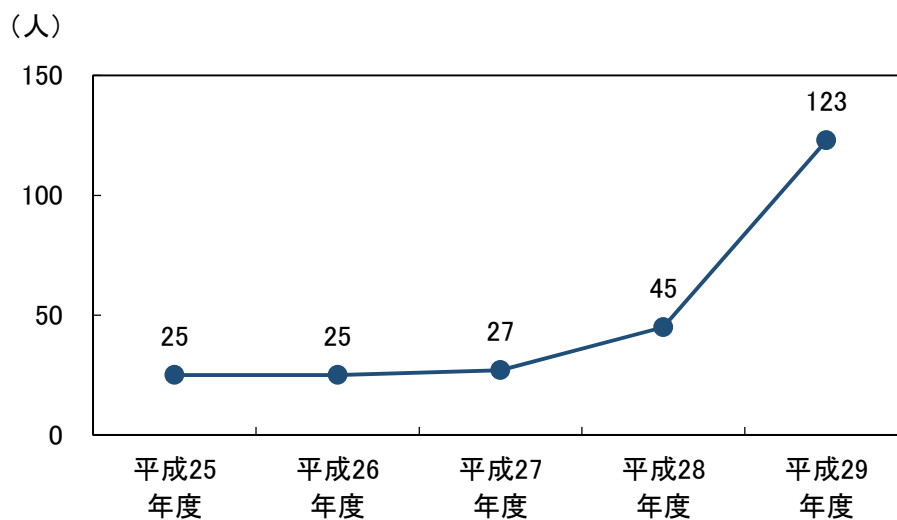


資料：愛荘町

避難行動要支援者名簿登録者数は平成 27 年度から平成 29 年度にかけて 4.6 倍に増加。

避難行動要支援者名簿登録者数は、平成 25 年度以降横ばいとなっていたものの、平成 28 年度以降急増し、平成 29 年度には 123 人となっています。

#### ■避難行動要支援者名簿登録者数の推移



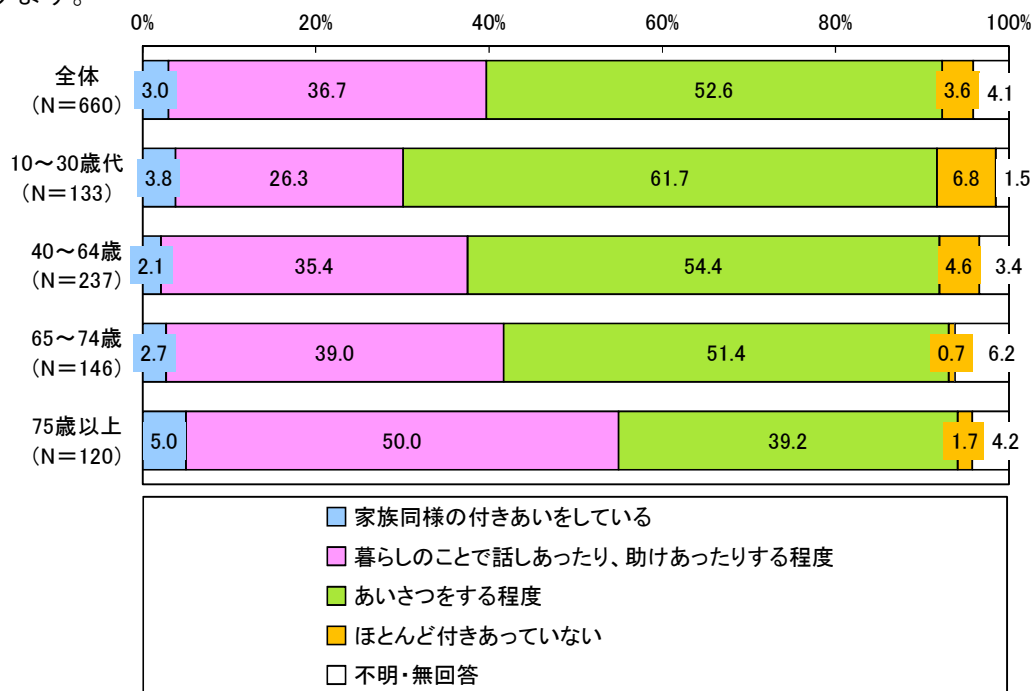
資料：愛荘町

## 2 町民アンケート調査結果

### (1) 地域福祉に関する町民アンケート調査

#### ① 近所付き合い

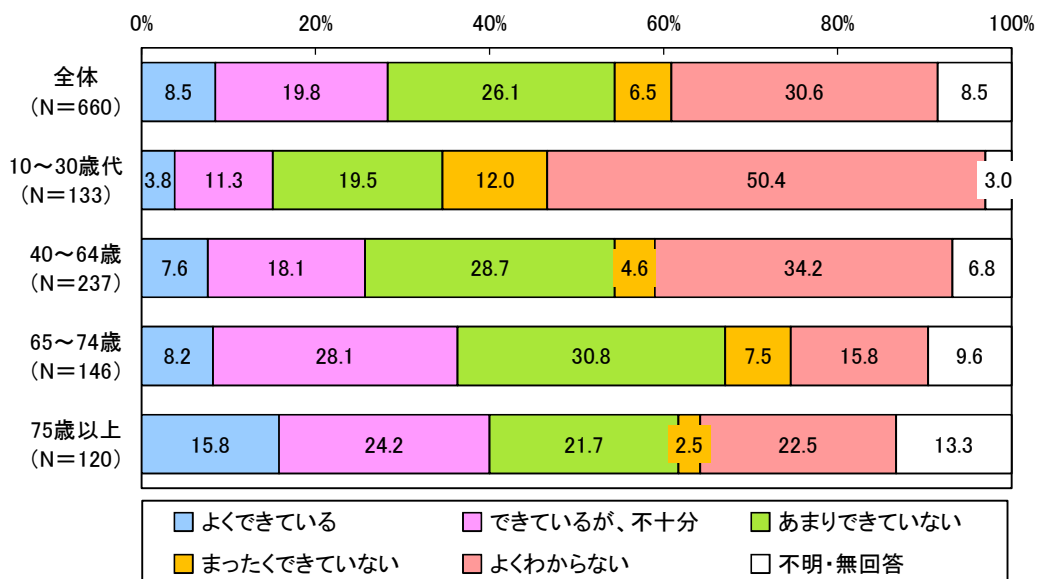
日ごろの隣近所との付き合いについてみると、年齢が低くなるほど、近所付き合いがない傾向にあります。



資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成 30 年）

#### ② 隣近所での見守り

特に見守りを必要とする世帯や気にかかる世帯への隣近所での見守りについてみると、年齢が低くなるほど、『できている』（「よくできている」と「できているが、不十分」の合計）が低くなっています。



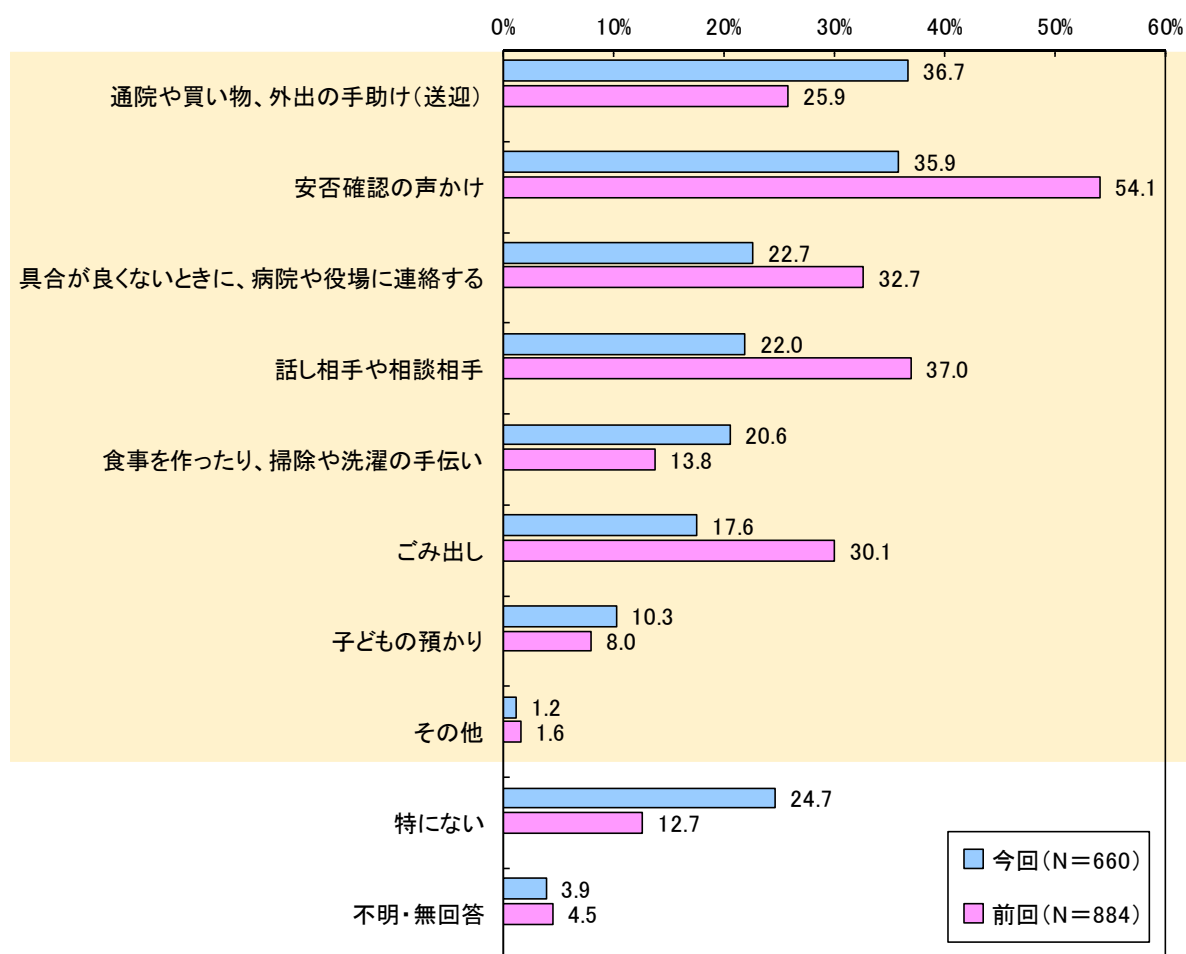
資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成 30 年）

### ③ 地域で手助けしてほしいこと

日常生活が不自由となったとき、隣近所でしてほしいことについてみると、「通院や買い物、外出の手助け（送迎）」が 36.7%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が 35.9%、「具合が良くないときに、病院や役場に連絡する」が 22.7%となっています。

また、日常生活が不自由となったとき、隣近所でしてほしいことがある人は、71.4%となっています。

前回調査（平成 25 年実施）との比較では、「安否確認の声かけ」「話し相手や相談相手」等の割合が減少し、「通院や買い物、外出の手助け（送迎）」の割合が増加しています。



日常生活が不自由となったとき、

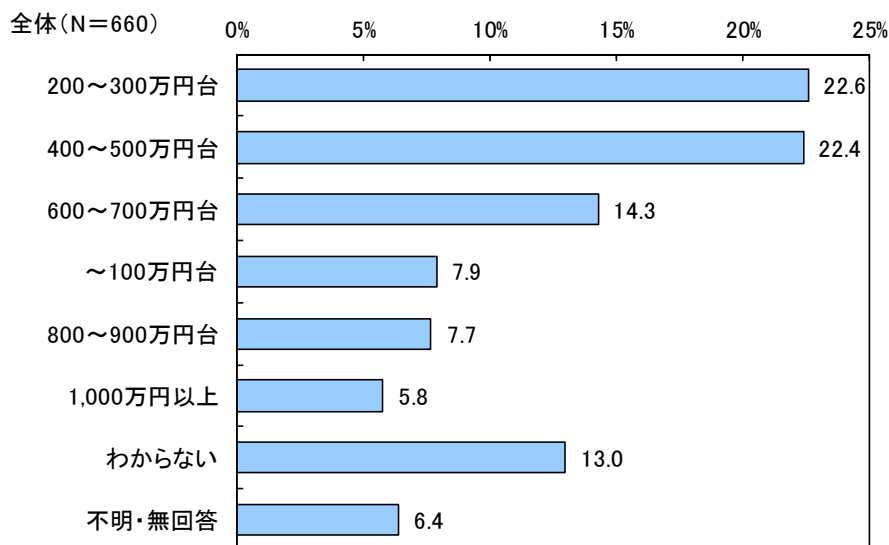
隣近所でしてほしいことがある人 **71.4%**

※「特にない」「不明・無回答」以外の回答者数 471 件の全体（660 件）に対する割合

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成 30 年）

#### ④ 世帯収入

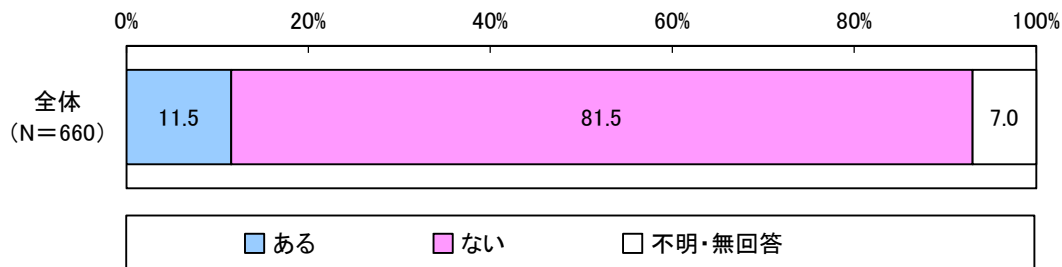
世帯収入の合計額についてみると、「200～300万円台」「400～500万円台」が高くなっていますが、「～100万円台」もみられます。



資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成 30 年）

#### ⑤ 過去 1 年間に、電気・ガス・水道代、電話代などの費用の支払いが遅れたこと

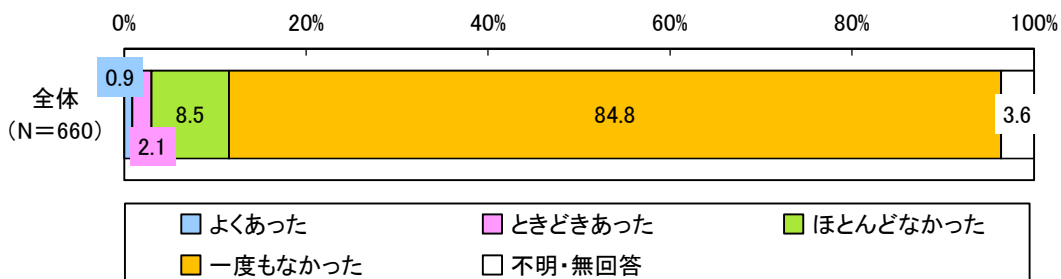
費用の支払いの遅れについてみると、「ない」が 8 割で大部分を占めていますが、「ある」も 1 割程度みられます。



資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成 30 年）

#### ⑥ 過去 1 年間に、お金がなくて家族が必要とする食べ物や衣服が買えないことや、医療費が払えなかったことの有無

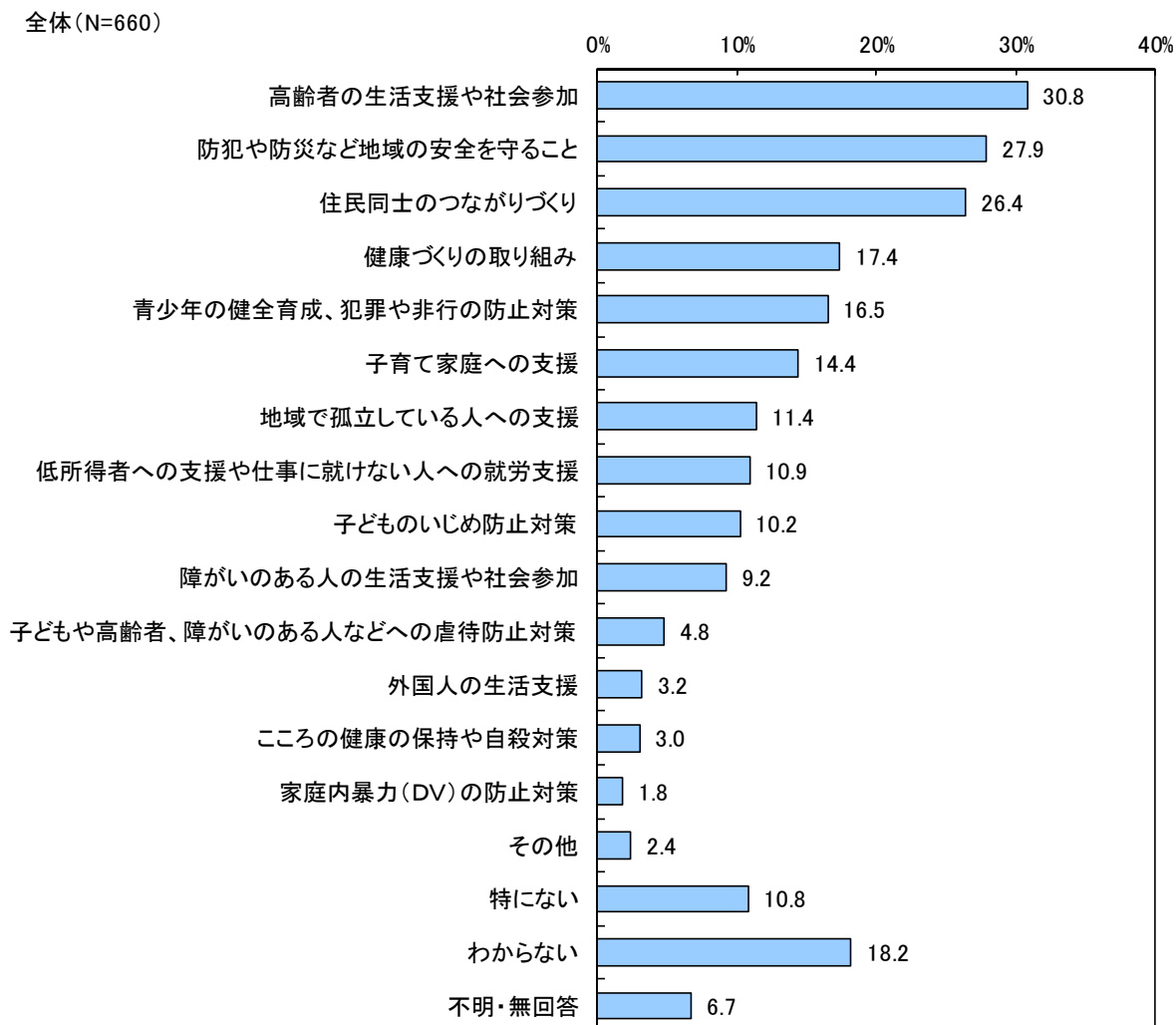
過去 1 年間に、お金がなくて必要とするものや医療費が払えなかったことについてみると、「一度もなかった」が最も高くなっていますが、「よくあった」「ときどきあった」もみられます。



資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成 30 年）

## ⑦ 住んでいる地域の課題

住んでいる地域の課題についてみると、「高齢者の生活支援や社会参加」が3割と最も高く、次いで「防犯や防災など地域の安全を守ること」「住民同士のつながりづくり」が2割を超えて高くなっています。そのほか、「子育て家庭への支援」「地域で孤立している人への支援」「障がいのある人の生活支援や社会参加」も1割程度みられます。



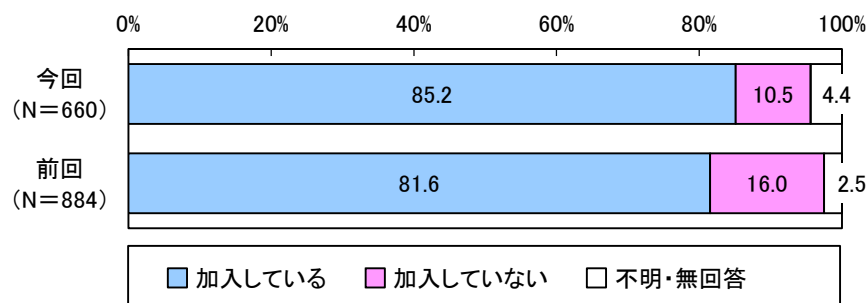
資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成30年）



## ⑧ 自治会への加入

自治会への加入についてみると、「加入している」が85.2%、「加入していない」が10.5%となっています。

前回調査との比較では、「加入していない」の割合が5.5ポイント減少しています。

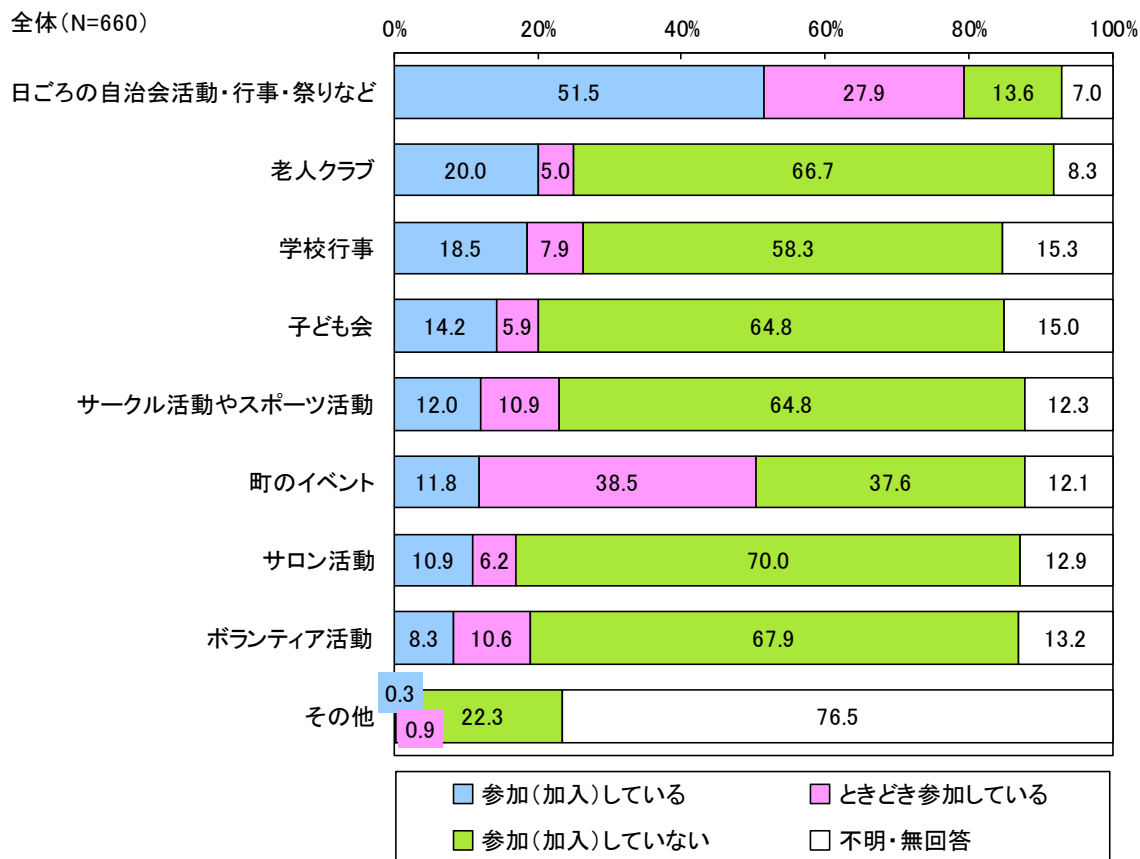


資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成30年）

## ⑨ 地域活動への参加

地域活動への参加についてみると、『参加（加入）している』では、「日ごろの自治会活動・行事・祭りなど」が51.5%と最も高く、次いで「老人クラブ」が20.0%、「学校行事」が18.5%となっています。

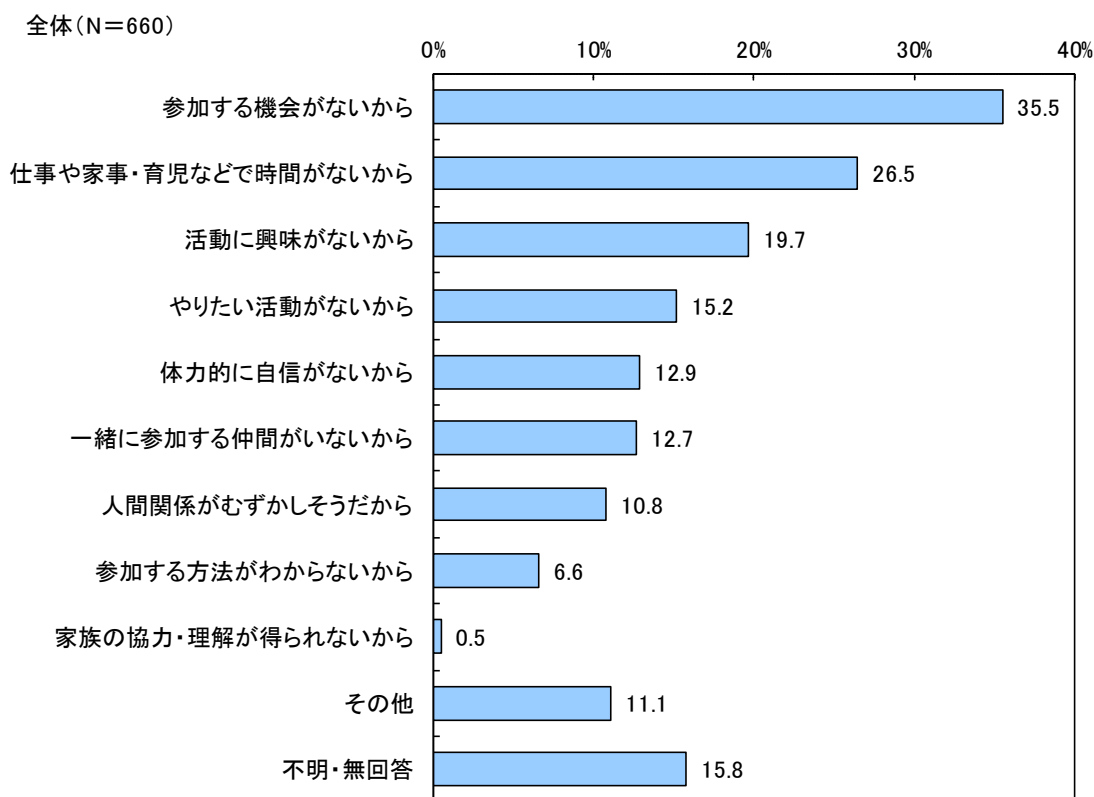
一方、『参加（加入）していない』では、「サロン活動」が70.0%と最も高く、次いで「ボランティア活動」が67.9%、「老人クラブ」が66.7%となっています。



資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成30年）

## ⑩ 地域活動に参加（加入）していない理由

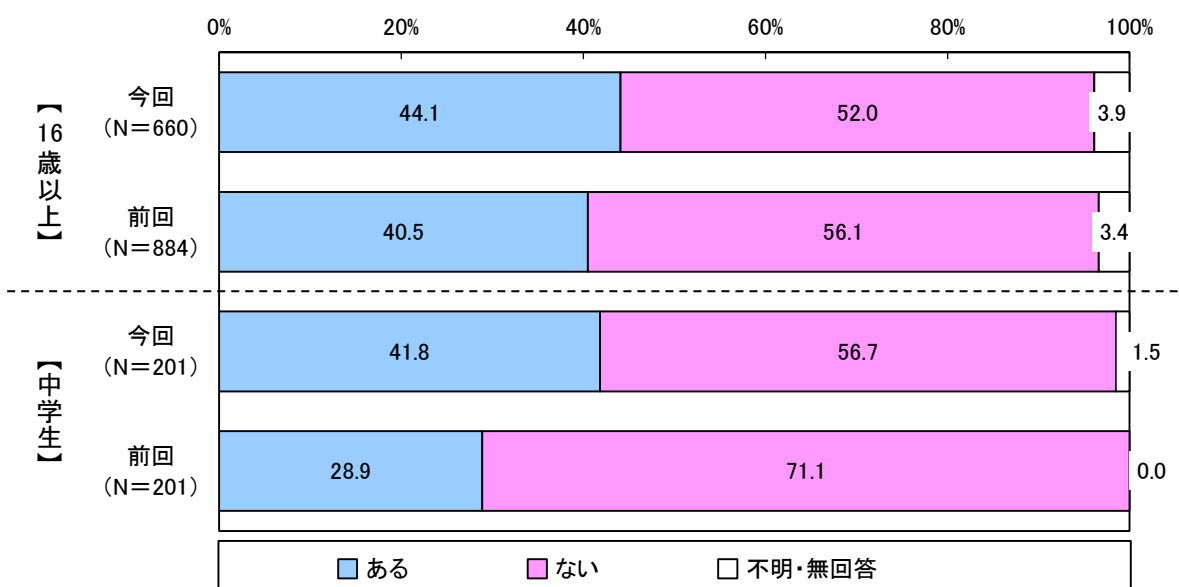
参加（加入）していない理由についてみると、「参加する機会がないから」が35.5%と最も高く、次いで「仕事や家事・育児などで時間がないから」が26.5%、「活動に興味がないから」が19.7%となっています。



資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成30年）

## ⑪ ボランティア活動への参加

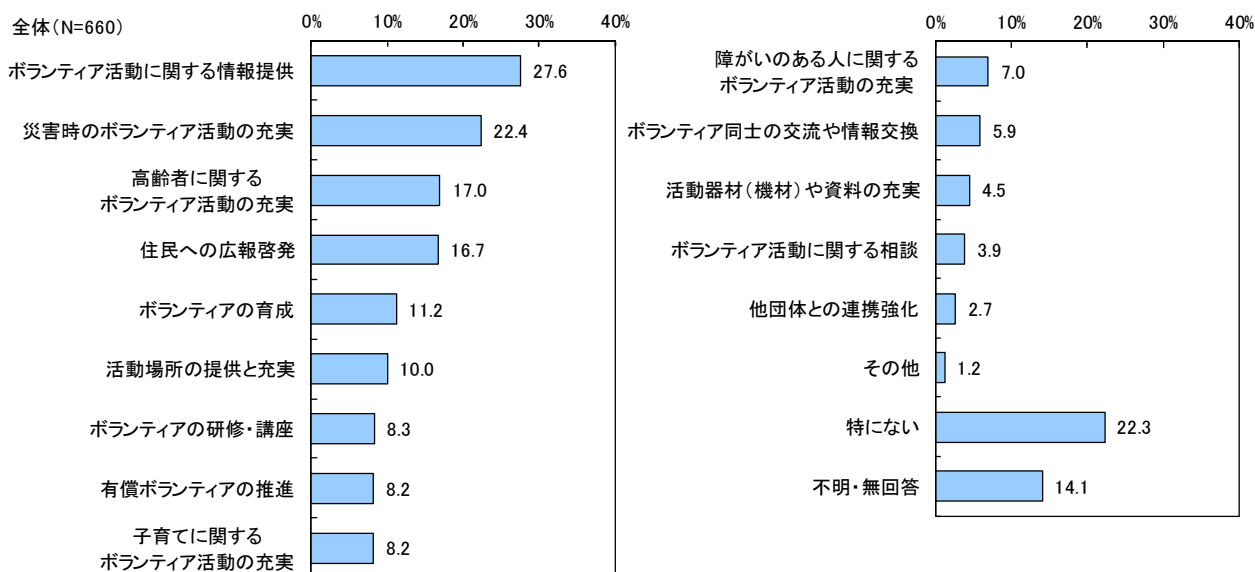
ボランティア活動への参加についてみると、16歳以上、中学生アンケートともに前回調査よりも参加したことが「ある」割合が増加しています。



資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成30年）

## ⑫ ボランティアセンターに充実させてほしいこと

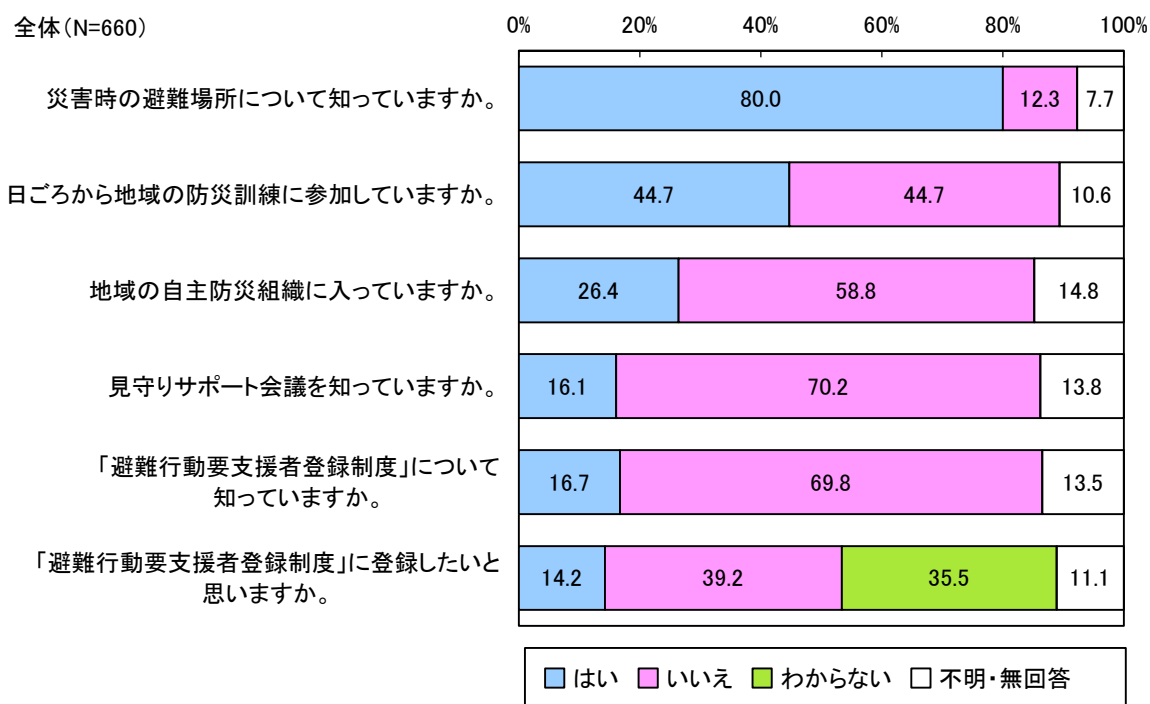
今後ボランティアセンターに特に充実させてほしいことについてみると、「ボランティア活動に関する情報提供」が 27.6%と最も高く、次いで「災害時のボランティア活動の充実」が 22.4%、「高齢者に関するボランティア活動の充実」が 17.0%となっています。



資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成 30 年）

## ⑬ 災害に関すること

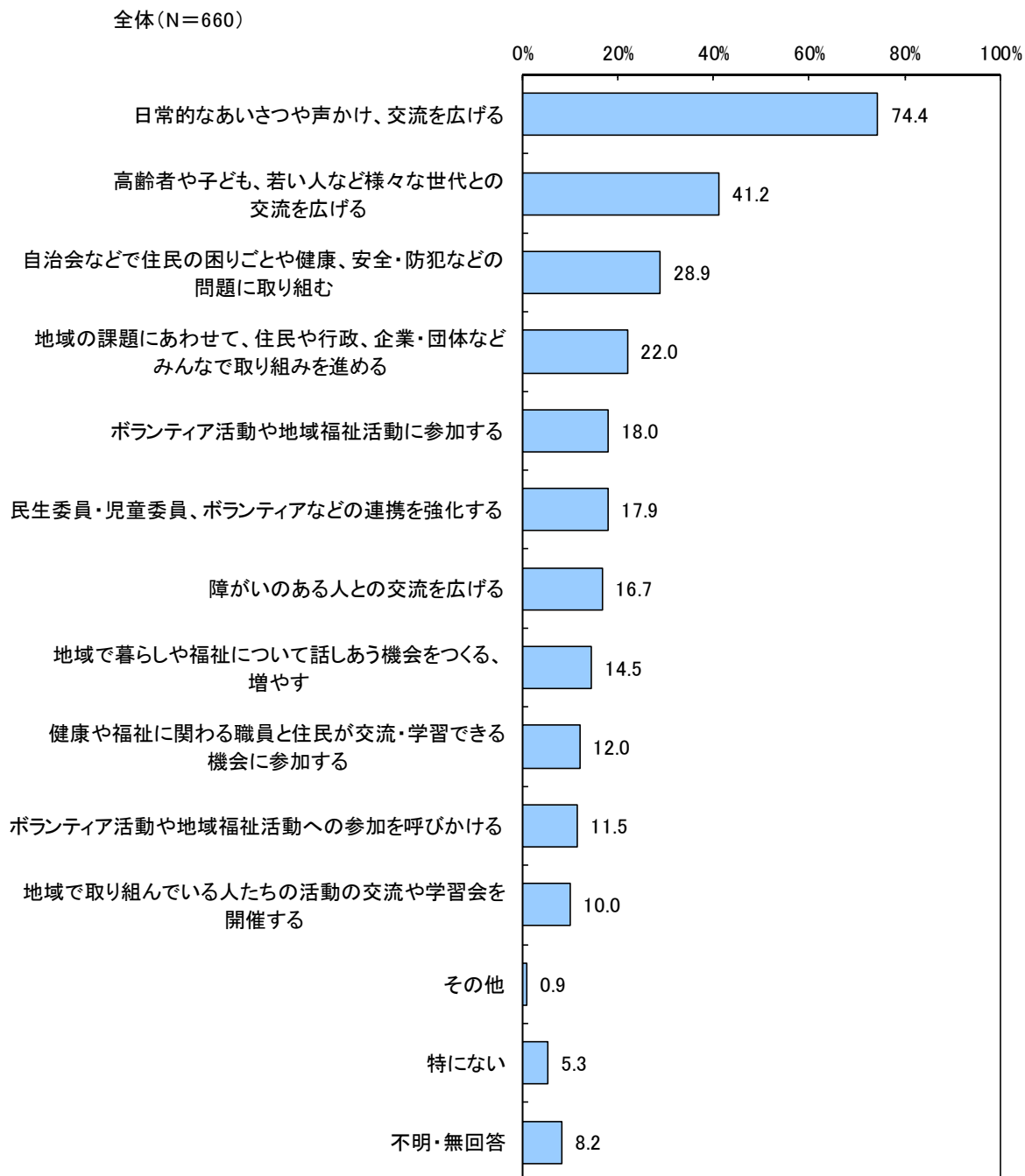
避難場所を知っている人は8割と高くなっていますが、見守りサポート会議を知っている人、「避難行動要支援者登録制度」について知っている人、「避難行動要支援者登録制度」に登録したいと思う人の割合は、それぞれ1割台と低くなっています。



資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成 30 年）

#### ⑭ まちづくりに必要なこと

安心して暮らせるまちづくりを進める上で必要だと思うことについてみると、「日常的なあいさつや声かけ、交流を広げる」が7割と最も高く、次いで「高齢者や子ども、若い人など様々な世代との交流を広げる」が4割となっています。そのほか、「自治会などで住民の困りごとや健康、安全・防犯などの問題に取り組む」「地域の課題にあわせて、住民や行政、企業・団体などみんなで取り組みを進める」も2割を超えています。

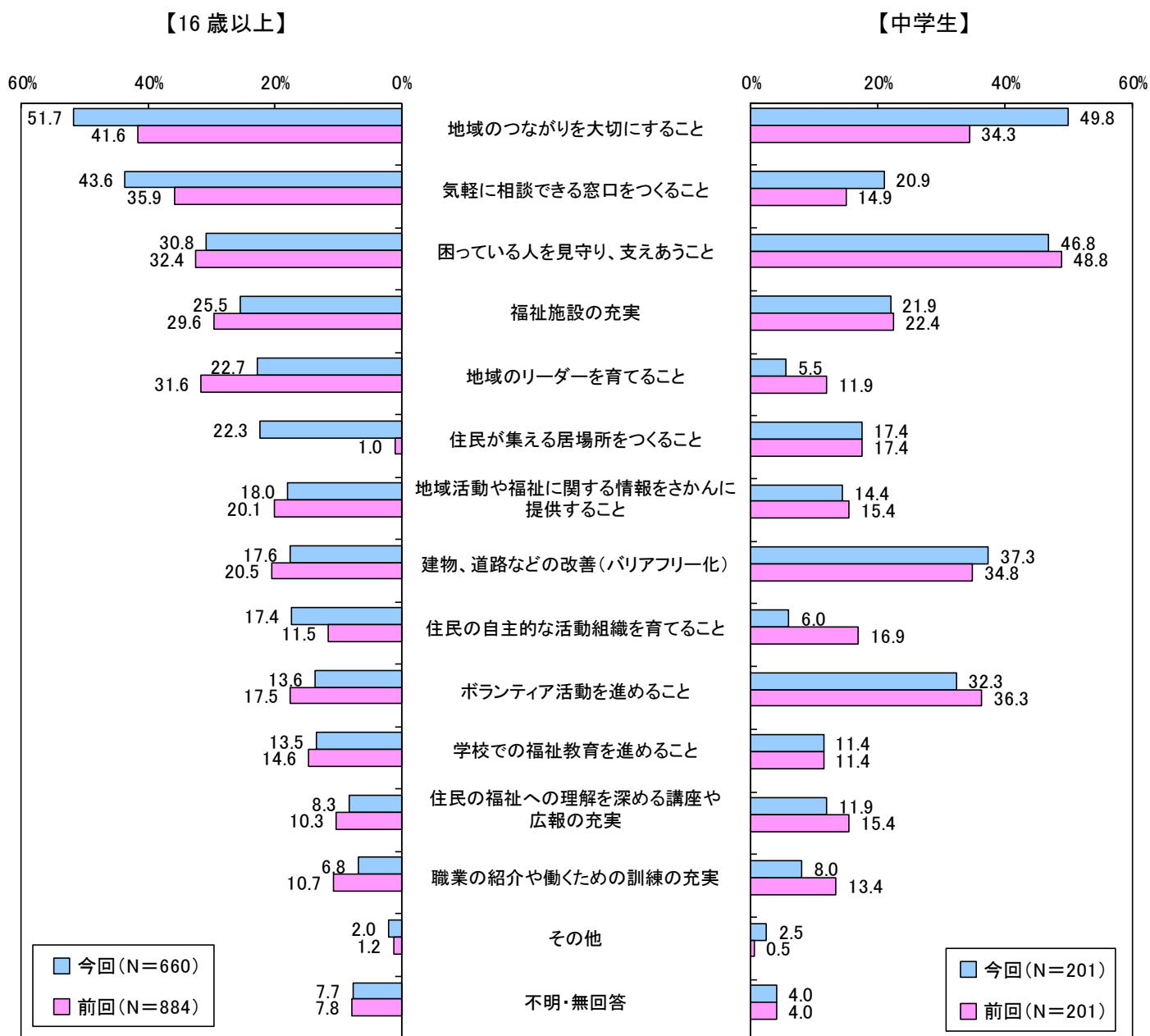


資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成 30 年）

### ⑮ 手助けや介助が必要な人もそうでない人もともに暮らすために大切なこと

本町で手助けや介助が必要な人もそうでない人もともに暮らすために大切なことについてみると、16 歳以上、中学生ともに、「地域のつながりを大切にすること」「困っている人を見守り、支えあうこと」が高くなっています。16 歳以上では、「気軽に相談できる窓口をつくること」も高くなっています。

前回調査と比較すると、16 歳以上、中学生ともに、「地域のつながりを大切にすること」「気軽に相談できる窓口をつくること」の割合が増加しています。

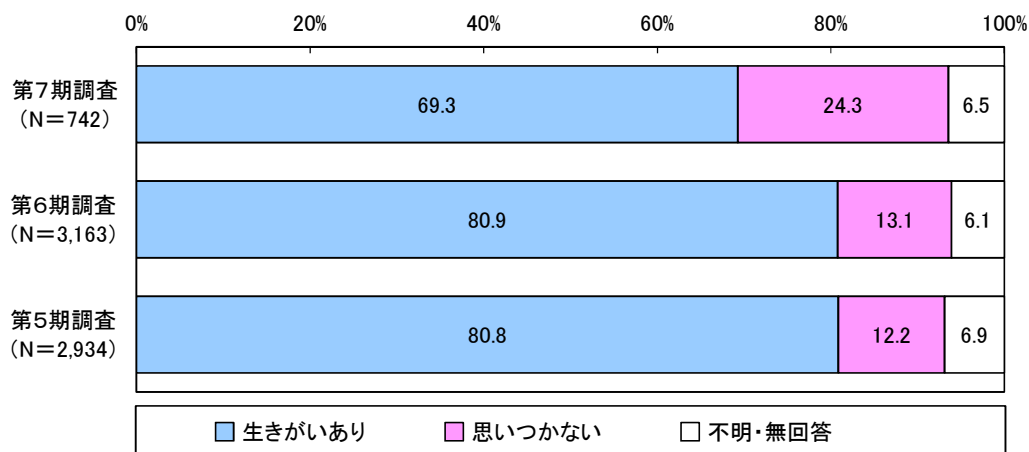


資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成 30 年）

## (2) 高齢者福祉に関する町民アンケート調査

### ① 生きがいの有無

生きがいの有無についてみると、「生きがいあり」が69.3%、「思いつかない」が24.3%となっています。経年比較でみると、第7期調査（愛荘町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画見直しにかかるニーズ調査）では「思いつかない」が大きく増加しています。

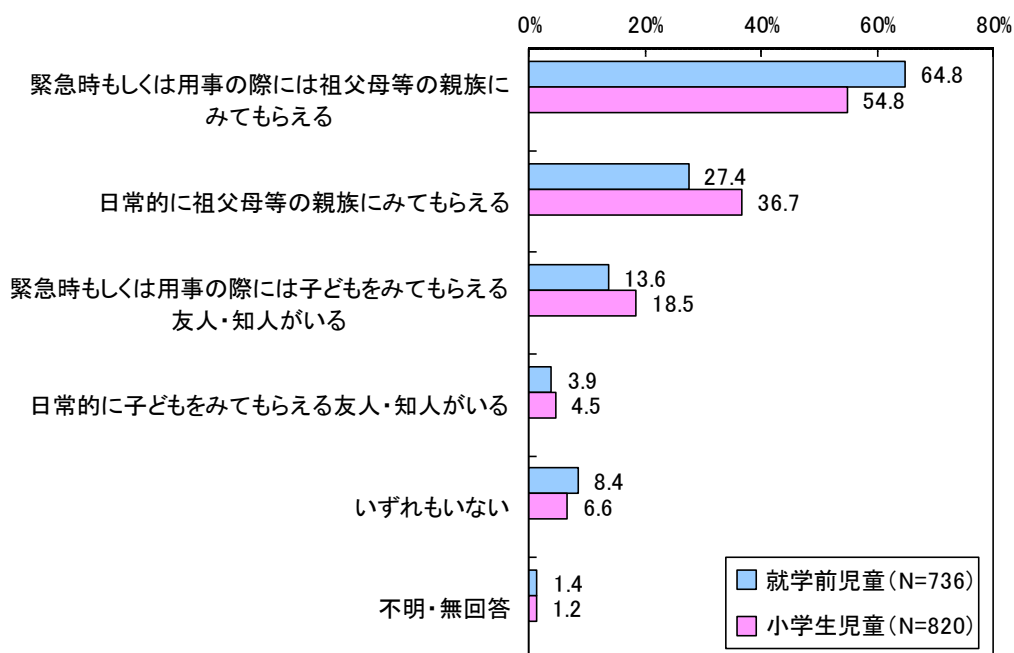


資料：愛荘町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画見直しにかかるニーズ調査（平成28年）

## (3) 子どもや子育てに関する町民アンケート調査

### ① 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

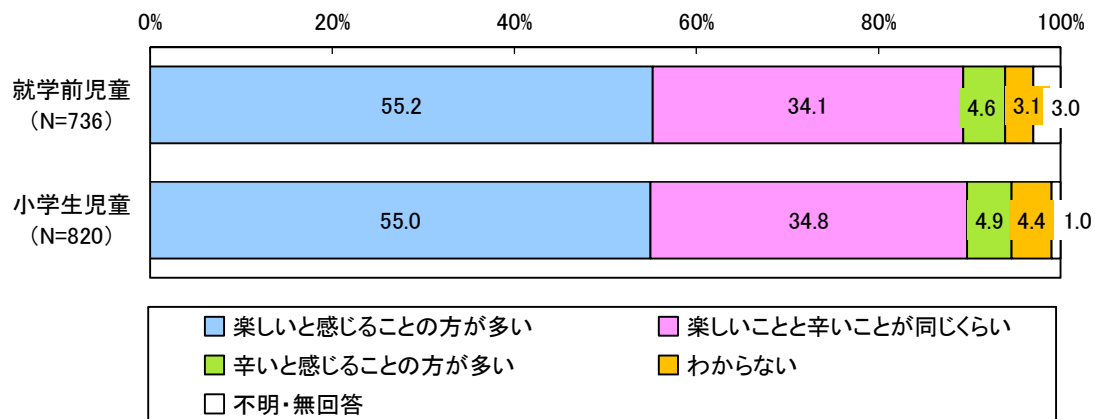
日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で64.8%、小学生児童で54.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で27.4%、小学生児童で36.7%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（平成30年）

## ② 子育てについてどう感じるか

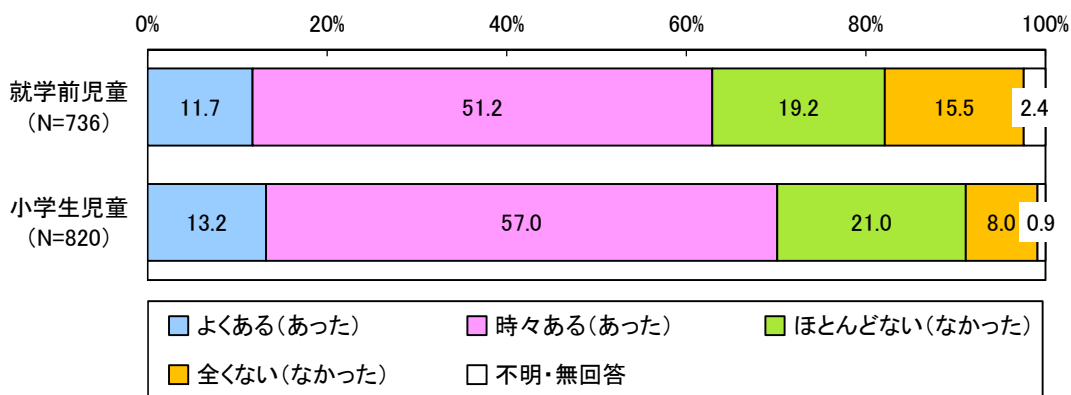
子育てについての感じ方をみると、就学前児童、小学生児童ともに「楽しいと感じることの方が多い」が最も高くなっていますが、「辛いと感じることの方が多い」もみられます。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（平成 30 年）

## ③ 子どもに対して必要以上の厳しさで接していると思ったことの有無

子どもに対して、必要以上の厳しさで接しているのではないかと思うことがあるかについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「時々ある（あった）」が最も高くなっていますが、「よくある（あった）」も 1 割程度みられます。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（平成 30 年）

### 3 第3期計画目標値の達成状況

第3期計画の12の目標指標について、「地域福祉権利擁護事業相談件数」「見守りサポート会議実施自治会数」「災害時避難行動要配慮者の避難行動マニュアルの作成」の目標を達成しました。

「広報紙へのユニバーサルデザインに関する掲載」については、関係課と連携し、掲載の検討が進められています。

また、「災害時要配慮者の把握」については、第3期計画策定時と比較し、約5倍増加しましたが、引き続き、登録者数が増えるよう、制度の周知を図る必要があります。

#### ■目標値の達成状況

| 第3期<br>基本目標            | 指標名                      | 目標<br>(令和元年度) |   | 現状<br>(平成30年度) | 年度  | 担当課<br>関係団体                    | 評価 |
|------------------------|--------------------------|---------------|---|----------------|-----|--------------------------------|----|
| 住民参加の福祉の基盤づくり          | 社会福祉のつどい参加者数             | 200名          | ▶ | 106名           | H30 | 福祉課<br>町社会福祉協議会                | △  |
|                        | ボランティアに参加したことが「ある」住民の割合  | 一般<br>60.0%   | ▶ | 一般<br>44.1%    | H30 | 福祉課<br>町社会福祉協議会<br>ボランティアセンター  | ○  |
|                        | ボランティアセンターへの登録者数         | 600名          | ▶ | 496名           | H30 | 福祉課<br>ボランティアセンター              | ○  |
|                        | 地域のサロン活動実施自治会数           | 41自治会         | ▶ | 28自治会          | H30 | 福祉課<br>町社会福祉協議会<br>自治会         | △  |
|                        | 小地域福祉活動実施（地域）数           | 4箇所           | ▶ | 0箇所            | H30 | 福祉課<br>自治会                     | △  |
| 見逃さない地域づくり<br>支援が必要な人を | 地域福祉権利擁護事業相談件数           | 月平均<br>60件    | ▶ | 月平均<br>101.8件  | H30 | 福祉課<br>町社会福祉協議会                | ◎  |
|                        | 見守りサポート会議実施自治会数          | 24自治会         | ▶ | 36自治会          | H30 | 福祉課<br>町社会福祉協議会<br>自治会         | ◎  |
|                        | 高齢者の相談件数                 | 月平均<br>450件   | ▶ | 月平均<br>269件    | H30 | 福祉課<br>地域包括支援センター<br>民生委員・児童委員 | △  |
| 安心・安全のまちづくり<br>人にやさしい  | 広報紙へのユニバーサルデザインに関する掲載    | 年4回           | ▶ | 未掲載            | H30 | 福祉課<br>総合政策課                   | △  |
|                        | 自主防災組織数                  | 37自治会         | ▶ | 36自治会          | H30 | 福祉課<br>総務課<br>自治会              | ○  |
|                        | 災害時要配慮者の把握               | 200名          | ▶ | 145名           | H30 | 福祉課<br>自治会<br>民生委員・児童委員        | ○  |
|                        | 災害時避難行動要配慮者の避難行動マニュアルの作成 | 作成            | ▶ | 作成             | H30 | 福祉課                            | ◎  |

【評価判定基準】◎：目標達成、○：改善、△：改善ならず

## 4 現状からみえてきた課題のまとめ

### (1) 支えあい、助けあいの意識づくり

---

町内の保育所、幼稚園、小学校および中学校において人権学習および福祉学習を実施するとともに、町民の地域福祉活動への意識向上と自主的な福祉活動の推進を図る行事等を開催しています。今後も福祉を学ぶ機会を提供することで、子どもから高齢者まで幅広い世代が福祉への関心や理解を深め、地域での支えあい、助けあいの意識を育む機会をつくる必要があります。

### (2) 参加しやすい地域活動とボランティア活動

---

アンケート調査では、ボランティア活動への参加割合は、前回調査時よりも増加し、4割がボランティア活動に参加しています。一方で、自治会に加入している割合は8割を超えているものの、「日ごろの自治会活動・行事・祭りなど」以外の地域活動への参加割合は低くなっています。参加（加入していない）理由については、「参加する機会がないから」が高く、ボランティアセンターに充実させてほしいことにおいて、「情報提供の充実」が高くなっていることから、積極的な情報提供が必要です。

### (3) 地域の関係性づくり

---

アンケート調査では、年齢が低くなるほど近所付き合いが希薄であり、隣近所での見守りができている割合が低くなっています。多くの人が福祉への関心を持つためには、まずは隣近所等、身近なところから気をかけ、声をかけあうことが必要です。

日常生活が不自由となったとき、隣近所でしてほしいことについては、「通院や買い物、外出の手助け（送迎）」「安否確認の声かけ」「具合が良くないときに、病院や役場に連絡する」等、7割の人が何らかの手助けしてほしいことをあげています。住んでいる地域の課題で「住民同士のつながりづくり」が高くなっていることから、隣近所や多様な世代との交流を深め、お互いに助けあえるような関係性づくりが必要です。

### (4) 安心して相談できる体制の強化

---

平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、「住民に身近な圏域」において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備が示されています。

アンケート調査では、手助けや介助が必要な人もそうでない人もともに暮らすために大切なことについて、「気軽に相談できる窓口をつくること」の割合が高くなっています。

今後は町民の相談を包括的に受け止めることができるよう、民生委員・児童委員や地域の関係団体との連携を深めるとともに、専門的・包括的な支援が必要であれば、適切な相談機関につなぐなど、課題解決に向け、相談支援体制を強化することが重要です。

## (5) 支援が必要な人へのきめ細やかな対応

---

本町では、ひとり親世帯数、生活保護者数が増加しています。また、アンケート調査からも、世帯収入が100万円未満の世帯や過去1年間に電気・ガス・水道代などの支払いが遅れた経験がある人、過去1年間に食べ物や衣服が買えなかったことや医療費が払えなかったことがある人がみられます。

生活困窮者や社会的孤立状態にある人等、支援を必要とする人へきめ細やかに対応できるよう、支援の充実が必要です。

## (6) 分野横断的な支援体制の整備

---

8050 問題等、複合的な課題や様々なニーズが増加している中、これまでの支援体制ではフォローしきれない問題や相談が増えることが予想されます。

高齢者や障がいのある人、子ども、外国人住民等への支援を実施するとともに、複雑化した問題を抱える人や制度の狭間で支援を受けられないという人に対して、分野を超えた連携を進め、包括的に支援できる体制づくりが必要です。

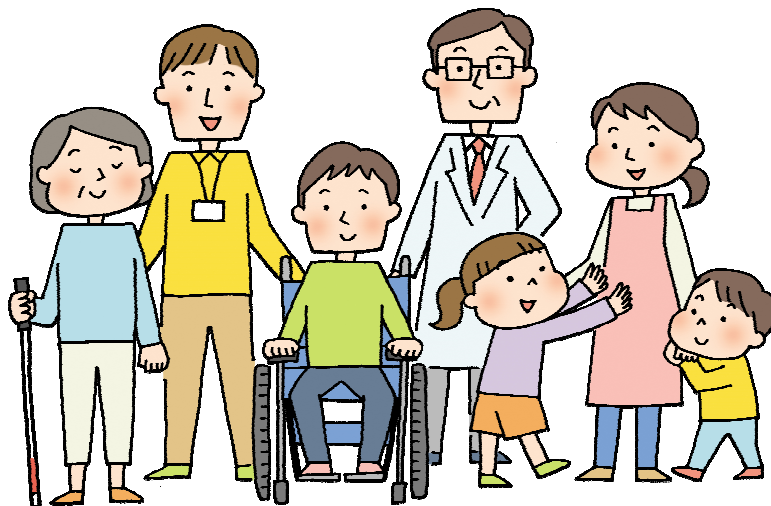
## (7) 防災体制の強化

---

平成23年3月に発生した「東日本大震災」や平成28年4月に発生した「平成28年（2016年）熊本地震」、平成30年6～7月に発生した「平成30年（2018年）7月豪雨」等の災害をきっかけに、地域における支えあいや助けあいの大切さが再認識されています。

アンケート調査では、避難場所を知っている人は8割と高くなっていますが、「避難行動要支援者登録制度」について知っている人の割合、「避難行動要支援者登録制度」に登録したいと思う人の割合は1割台と低くなっています。

今後は、災害時の対応がより一層円滑に進むよう、日ごろからの近所付き合いを深めるとともに、避難行動要支援者支援制度に対する周知を進めていくことが必要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念と施策体系

第3期計画では、「町民」「地域」「団体」「住民自治組織」「町（行政）」の協働のもと、「自助」「互助・共助」「公助」があいまって、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域づくりの実現をめざすため、「地域福祉」のまちづくりを進めてきました。

第3期計画の理念「一人ひとりが輝き しあわせをみんなで 分かちあう福祉のまちづくり」の実現のためには、長期的な視点に立ち、継続して取り組むことが必要であることから、第4期計画においても、この理念を踏襲します。

本計画では、みんなが安心して暮らすことができるよう、住民一人ひとりが主体となり、みんなでつながり、支えあいながら、しあわせを分かちあう福祉のまちづくりに向けて、「住民の主体的な参画と協働による地域福祉の推進」と「支援が必要な人を見逃さない地域づくり」に取り組めます。

#### 基本理念

**一人ひとりが輝き しあわせをみんなで  
分かちあう福祉のまちづくり**

#### 基本目標 1

住民の主体的な参画と協働による  
地域福祉の推進

- (1) 福祉意識の向上
- (2) ボランティア活動支援体制の強化
- (3) 見守りと安全のネットワークの強化

#### 基本目標 2

支援が必要な人を見逃さない  
地域づくり

- (1) 必要な支援へつなぐ相談体制の確立
- (2) 生活困窮者支援体制の強化
- (3) 分野横断的な支援体制の充実
- (4) 災害時支援ネットワークの確立

## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 住民の主体的な参画と協働による地域福祉の推進

地域の課題が多様化、複雑化、深刻化する中で、既存の制度のみでは対応しきれない生活課題が顕在化しています。それらの課題に対応するためには、行政だけでなく、住民や地域のあらゆる主体による地域福祉の推進が重要となっています。

地域が主体となった住みよいまちづくりを進めていくため、「自分たちの地域は、自分たちが考え、自分たちがつくりあげる」という自治意識を高めていくとともに、地域福祉活動の活性化や行政との連携・協働の促進、住民による見守りや身近な圏域での相談体制の充実を図ります。

- (1) 福祉意識の向上
- (2) ボランティア活動支援体制の強化
- (3) 見守りと安全のネットワークの強化



### 基本目標2 支援が必要な人を見逃さない地域づくり

高齢者、障がいのある人や生活困窮者、外国人住民等、支援を必要とする人が必要な支援に的確・迅速につながるよう、専門職や地域住民と連携を図りながら、気軽に相談し、包括的に支援することができる体制づくりを進めます。

また、地域のすべての人が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせるよう、生活困窮者への支援体制を強化するとともに、庁内や関係機関等との連携を強化した分野横断的な支援体制の充実、災害時における支援体制の充実を図ります。

- (1) 必要な支援へつなぐ相談体制の確立
- (2) 生活困窮者支援体制の強化
- (3) 分野横断的な支援体制の充実
- (4) 災害時支援ネットワークの確立



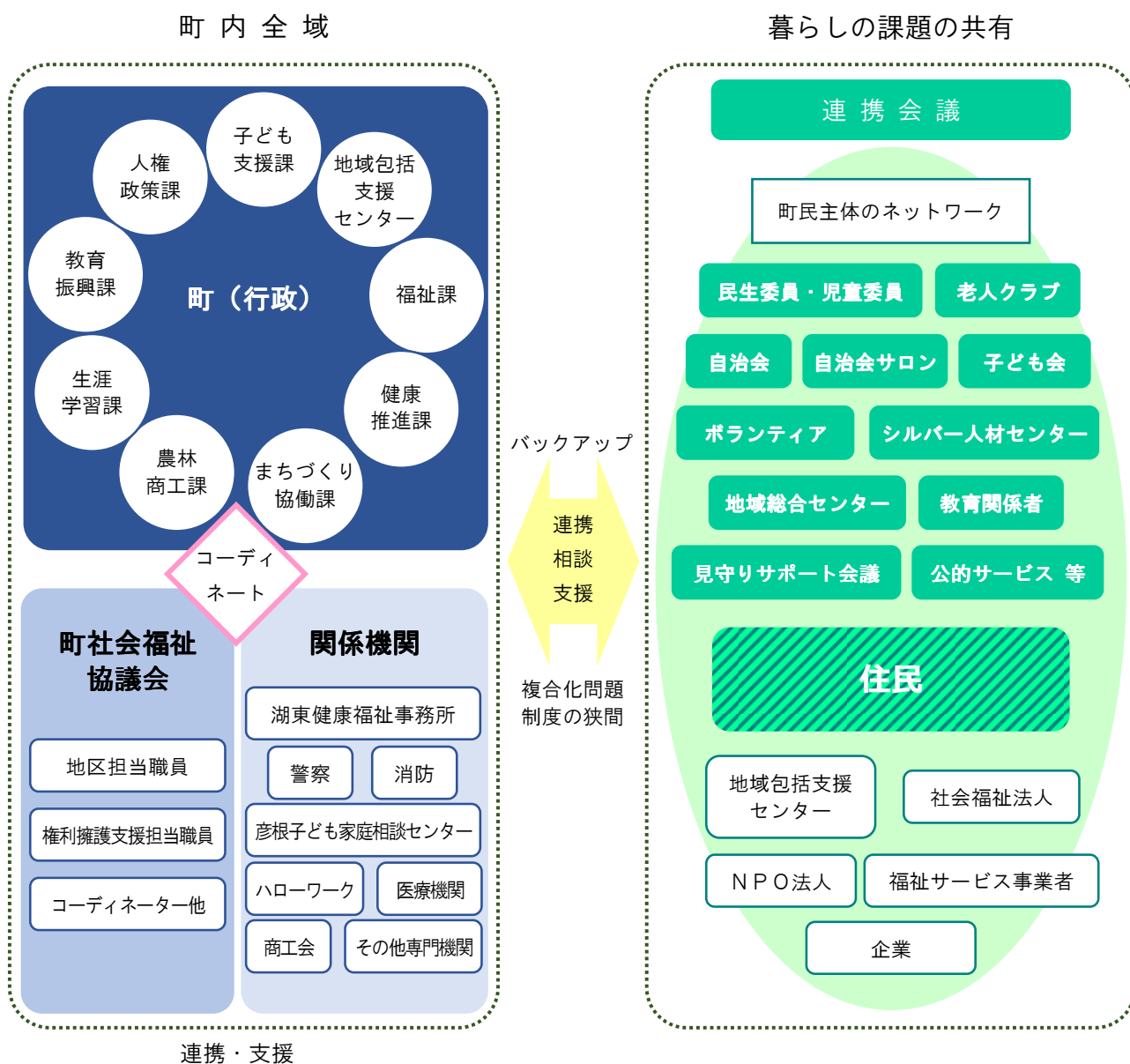
### 3 重点施策

#### 包括的・総合相談支援体制の構築

多様化、複雑化、深刻化する地域課題の解決に向けて、行政だけでなく、地域住民や地域のあらゆる主体が相互に連携した「包括的・総合相談支援体制」の構築を進めます。

本町（行政）においては、福祉課をはじめとした関係所管課および町社会福祉協議会と連携し、町内全域での体制整備を図ります。また、各地域で活動する民生委員・児童委員、自治会等と連携を図り、身近な地域での相談窓口を充実させるとともに、その相談に対するバックアップ体制を整えます。

#### ■包括的・総合相談支援体制の整備のイメージ図

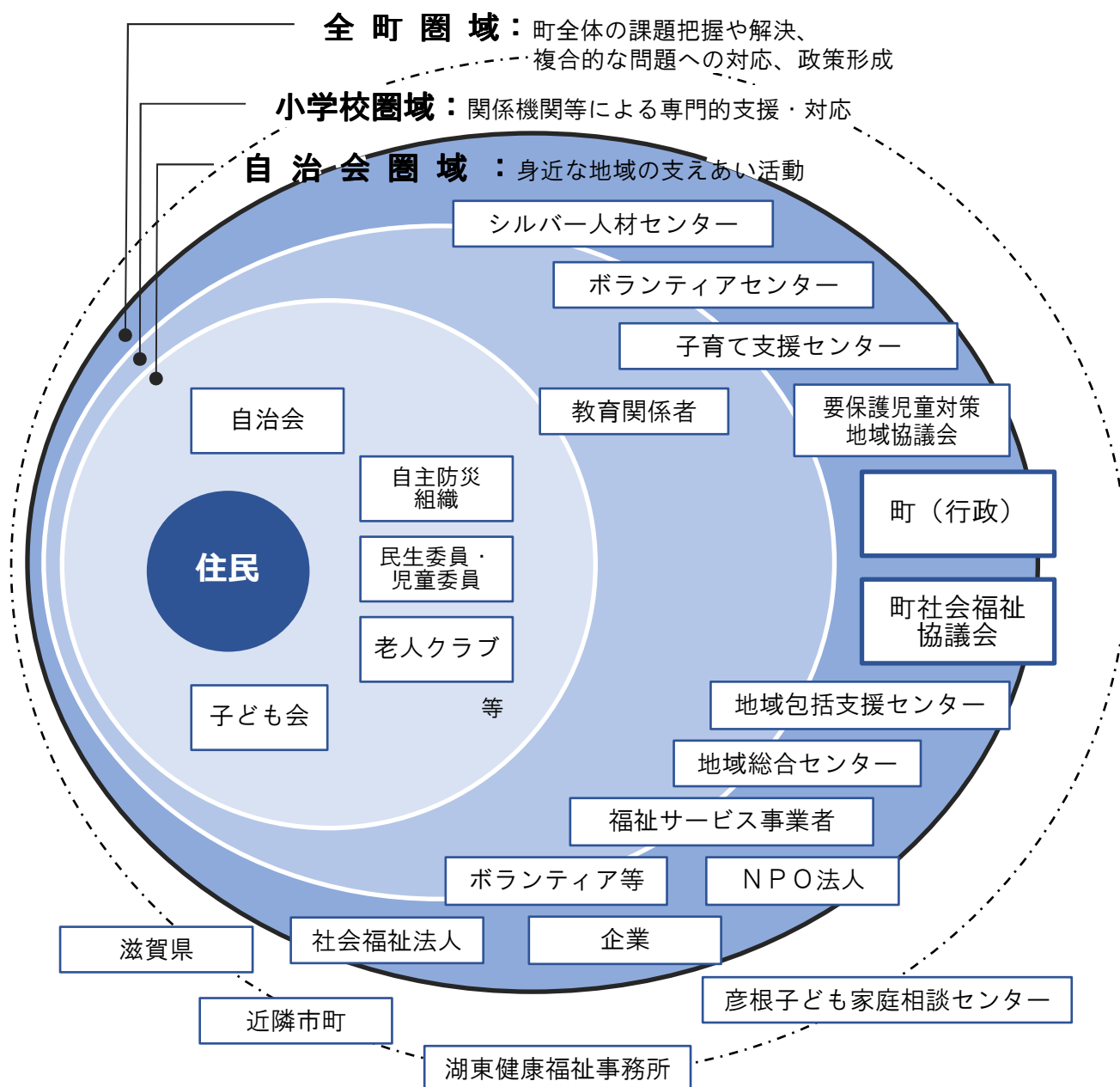


## 4 圏域別の課題解決・支援体制

地域福祉を効果的に進めていくためには、町全体で取り組むこと、小学校区や各自治会等で行うこと、より身近な場所で行うことなど、重層的な推進体制が必要です。

隣近所のつながりや自治会等の地域団体による身近な地域の支えあい活動を行う「自治会圏域」、区域ごとに関係機関等が連携して専門的な相談支援を行う「小学校圏域」、分野ごとの専門機関等において町全体の課題把握や解決、複合的な問題への対応、政策形成を行う「全町圏域」とし、取り組みの推進にあたって行政、町社会福祉協議会が連携・支援します。

■圏域別の課題解決・支援体制のイメージ図



## 第4章 施策の展開

### 1 住民の主体的な参画と協働による地域福祉の推進

#### (1) 福祉意識の向上

町民が日ごろの生活の中で、地域福祉活動を実践できるよう福祉意識の向上を図ります。

| NO. | 取り組み内容                                                                    | 具体的な施策・主な活動                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | ■地域の福祉のあり方や人権尊重のまちづくりについて、町民の理解と関心を深め、福祉意識の向上に努めるとともに、町民の交流会や勉強会の開催を進めます。 | ○福祉ふれあい講座の協力・啓発<br>○自治会人権学習会への協力<br>○人権問題研修講座の開催<br>○人権を考える町民のつどいの開催<br>○事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会の開催<br>○地域のまるごと活性化プランの作成支援<br>○愛荘町民生委員児童委員協議会あいさつ運動の支援 |
| 2   | ■地域福祉への関心を高めるため、寄付や共同募金等の取り組みを推進します。                                      | ○共同募金の推進<br>○善意銀行の周知                                                                                                                                  |

#### (2) ボランティア活動支援体制の強化

町民が継続したボランティア活動を進められるよう、参加の促進や支援体制の強化を図ります。

| NO. | 取り組み内容                                                  | 具体的な施策・主な活動                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3   | ■町民による新たな活動や町民同士の交流の促進に向け、地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用を促進します。 | ○健康元気もりもり教室の開催・周知<br>○空き家情報登録制度（空き家バンク）の周知<br>○自治会サロンの充実への支援<br>○子ども食堂の周知<br>○地域のまるごと活性化プラン支援補助金の交付 |

| NO. | 取り組み内容                                                       | 具体的な施策・主な活動                              |
|-----|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 4   | ■民生委員・児童委員が地域とのつなぎ役として活動できる環境を整備するとともに、専門的な資質向上のため、研修を実施します。 | ○愛荘町民生委員児童委員協議会への支援<br>○民生委員・児童委員への研修の実施 |
| 5   | ■町民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉への支援を推進します。また、ボランティアへの参加促進を図ります。       | ○地域支え愛ポイント制度の周知・協力                       |
| 6   | ■ボランティア活動に関する相談窓口の充実や連携強化を推進します。また、広報やインターネットを活用した情報提供に努めます。 | ○ボランティアセンターの運営支援                         |

### (3) 見守りと安全のネットワークの強化

高齢者、障がいのある人、子ども等を地域で見守ることができるよう、町ぐるみで犯罪の未然防止に取り組むとともに、地域の防犯活動等への支援の充実を図ります。

| NO. | 取り組み内容                                            | 具体的な施策・主な活動                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 7   | ■町民が主体的に地域課題を把握し、その解決に向けて、地域づくりに資する複数の事業をサポートします。 | ○地域のまるごと活性化プラン支援補助金の交付<br>○見守りサポート会議の支援<br>○地域の見守りネットワーク事業の周知<br>○ふれあい収集事業の周知 |
| 8   | ■地域福祉やまちづくりを推進する人材の養成を図ります。                       | ○集落支援員の養成<br>○生活・介護支援サポーターの養成<br>○認知症キャラバン・メイトの養成<br>○地域支え愛ポイント制度の周知・協力       |
| 9   | ■避難行動要支援者の把握および日常的な見守り・支援体制を推進します。                | ○見守りサポート会議における周知<br>○避難行動要支援者登録制度の充実<br>○避難行動要支援者登録者名簿活用マニュアルの周知<br>○命のバトンの周知 |

| NO. | 取り組み内容                                                                | 具体的な施策・主な活動                          |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 10  | <p>■DVの根絶に向けて、関係機関と連携し、啓発の徹底と女性に対する相談体制や緊急時の速やかな対応に努めます。</p>          | <p>○女性の悩みカウンセリングの実施</p>              |
| 11  | <p>■犯罪や非行の防止に取り組むとともに、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者に対し、社会復帰を支える支援を行います。</p> | <p>○社会を明るくする運動の推進<br/>○地域ケア会議の開催</p> |



## 2 支援が必要な人を見逃さない地域づくり

### (1) 必要な支援へつなぐ相談体制の確立

支援を必要とする町民が生活や健康について気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、町民一人ひとりの人権が尊重され、その人らしく生きることができるよう、きめ細かな支援を行います。

| NO. | 取り組み内容                                                                                                | 具体的な施策・主な活動                                                            |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 12  | ■町民が気軽に相談することができるよう、相談窓口の周知や相談支援体制の充実を図ります。                                                           | ○包括的・総合相談支援体制の構築<br>○弁護士無料相談の実施<br>○女性の悩みカウンセリングの開催<br>○定住外国人生活支援体制の構築 |
| 13  | ■高齢者、障がいのある人、子どもに対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方を検討します。                        | ○包括的・総合相談支援体制の構築                                                       |
| 14  | ■成年後見利用促進基本計画策定に向けた検討を行います。                                                                           | ○成年後見制度利用支援事業の周知                                                       |
| 15  | ■権利擁護サポートセンターを湖東圏域（彦根市、愛知郡、犬上郡）で共同設置し、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の支援に努めます。<br>■判断能力の低下等、支援を必要とする人への相談支援活動を進めます。 | ○地域福祉権利擁護事業の周知<br>○成年後見制度の周知                                           |
| 16  | ■各種相談機関や医療、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員等と協働して、生活課題を早期把握するとともに、相談者を適切なサービスにつなげます。                               | ○心配ごと相談所事業の周知<br>○民生委員・児童委員活動支援                                        |
| 17  | ■自殺対策として、状態が深刻化する前に早期発見のための地域づくり、誰もが立ち寄れる居場所づくりの推進を図ります。                                              | ○愛荘町いのち支え愛プランに基づくゲートキーパーの養成                                            |

## (2) 生活困窮者支援体制の強化

滋賀県（湖東健康福祉事務所）と行政や町社会福祉協議会との連携のもと、生活困窮者への支援を推進します。

| NO. | 取り組み内容                                                                            | 具体的な施策・主な活動                                                                                                   |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18  | ■生活の困窮等、各分野横断的に関係する人に対応できる体制を整備します。                                               | ○包括的・総合相談支援体制の構築                                                                                              |
| 19  | ■子どもの貧困対策として、相談体制の充実や緊急時の生活支援、学習支援、子どもの居場所や子どもの貧困対策についての周知啓発を行います。                | ○子どもの学習・生活支援事業の周知                                                                                             |
| 20  | ■生活困窮者、高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国人住民等のうち、就労に困難を抱える人に対する段階に応じた適切な支援のあり方を検討します。          | ○包括的・総合相談支援体制の構築<br>○自立相談支援事業の支援<br>○シルバー人材センターの活動充実<br>○障がいのある人の就労支援事業所との連携<br>○定住外国人生活支援体制の構築<br>○日本語教室への支援 |
| 21  | ■生活困窮者、高齢者、障がいのある人、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する人の住まいの確保や生活の安定、自立の促進にかかる取り組みを推進します。 | ○住宅確保給付金の周知<br>○町営住宅の管理                                                                                       |

## (3) 分野横断的な支援体制の充実

地域の生活課題等を抱える人を包括的に支援していくため、福祉、保健、医療を含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備に努め、関係機関の協働による本町における包括的な支援体制の構築に努めます。

| NO. | 取り組み内容                                            | 具体的な施策・主な活動                                       |
|-----|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 22  | ■福祉サービスを必要とする人に対する支援体制の充実に努めます。                   | ○民生委員・児童委員活動の充実<br>○包括的・総合相談支援体制の構築<br>○移動支援事業の充実 |
| 23  | ■様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野との連携を図ります。 | ○自立相談支援事業の支援                                      |

| NO. | 取り組み内容                                                               | 具体的な施策・主な活動                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 24  | ■利用者の支援や生活の質の向上のため、共生型サービスの検討や介護保険事業と障害福祉サービス事業の連携を推進します。            | ○共生型サービスの検討<br>○介護保険事業と障害福祉サービス事業の連携 |
| 25  | ■福祉サービス事業者に対して、福祉サービス第三者評価を実施するほか、サービス内容の開示等により、利用者の適切なサービス選択を確保します。 | ○福祉サービス第三者評価制度の普及啓発・実施               |

#### (4) 災害時支援ネットワークの確立

地域や関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者登録制度を活用し、安全確保等、災害対策の強化を図ります。

| NO. | 取り組み内容                                                        | 具体的な施策・主な活動                                                                    |
|-----|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 26  | ■避難行動要支援者の把握および日常的な見守り・支援体制を推進します。                            | ○見守りサポート会議における周知<br>○避難行動要支援者登録制度の充実<br>○避難行動要支援者登録者名簿活用マニュアルの周知               |
| 27  | ■防災体制の充実に図るとともに、災害時に行政が関係機関・団体、自治会等と協働して対応できるよう、防災意識の向上を図ります。 | ○自主防災組織の推進<br>○見守りサポート会議における周知<br>○避難行動要支援者登録制度の充実<br>○避難行動要支援者登録者名簿活用マニュアルの周知 |



### 3 目標とする指標

| 基本<br>目標                   | 基本<br>施策 | 指標名                        | 現状値<br>(平成 30 年度) | 目標値<br>(令和 6 年度) | 担当                       |
|----------------------------|----------|----------------------------|-------------------|------------------|--------------------------|
| 住民の主体的な参画と<br>協働による地域福祉の推進 | (1)      | 福祉ふれあい講座<br>への参加者数         | 161 名             | 250 名            | 町社会福祉協議会                 |
|                            |          | 地域のまるごと活性化プラン<br>を作成した自治会数 | -                 | 5 自治会            | まちづくり協働課                 |
|                            | (2)      | ボランティアセンター<br>への登録者数       | 496 名             | 600 名            | 町社会福祉協議会                 |
|                            |          | 地域支え愛ポイント制度<br>への登録者数      | 388 名             | 600 名            | 福祉課                      |
|                            |          | 自治会サロン実施数                  | 28 自治会            | 35 自治会           | 地域包括支援センター               |
|                            | (3)      | 女性の悩みカウンセリング<br>の相談件数      | 10 件              | 14 件             | まちづくり協働課                 |
| 支援が必要な人を見逃さない地域づくり         | (1)      | 心配ごと相談件数                   | 19 件              | 25 件             | 町社会福祉協議会<br>町民生委員児童委員協議会 |
|                            |          | 成年後見利用促進基本計画<br>策定         | -                 | 策定               | 福祉課<br>地域包括支援センター        |
|                            |          | 包括的・総合相談支援体制<br>の構築        | -                 | 構築               | 福祉課                      |
|                            | (2)      | 生活・介護支援サポーター数              | 68 名              | 200 名            | 地域包括支援センター               |
|                            |          | 自立相談支援事業<br>プラン作成件数        | 11 件              | 20 件             | 町社会福祉協議会                 |
|                            | (4)      | 見守りサポート会議<br>を実施した自治会数     | 36 自治会            | 45 自治会           | 町社会福祉協議会                 |
|                            |          | 避難行動要支援者数の把握数              | 145 名             | 400 名            | 福祉課                      |

## 第5章 計画の推進体制

### 1 町民を中心とした協働による計画の推進

本計画の主役は町民自身です。町民を中心とし、事業者、関係団体等が主体的・積極的に役割を果たし、相互に連携・協働することにより、地域全体で計画を推進できるよう取り組みます。

### 2 計画の周知

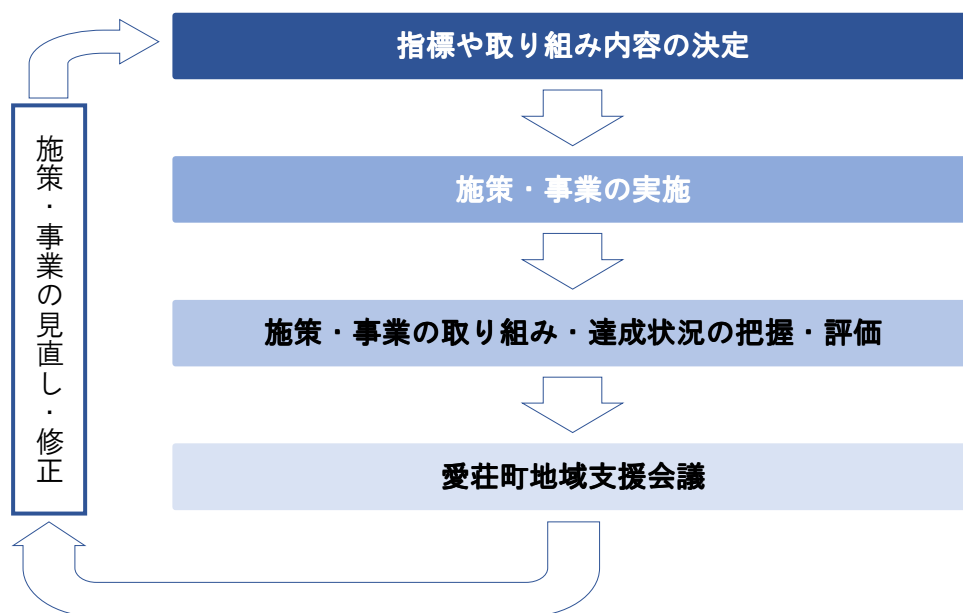
地域福祉は町民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの町民に理解と協力を求めていくことが重要です。

そのため、地域福祉計画を広く町民へ周知・啓発するとともに、計画の進捗状況や制度・サービス等の情報を、広報やインターネット、SNS等を活用しながら、広く町民に提供します。

### 3 計画の点検・評価

本計画を施策実効性のあるものとして推進していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのため、毎年度、計画の進捗状況について、愛荘町地域支援会議に報告し、施策・事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策・事業の実施に活かしていきます。



# 資料編

## 1 本町の現状

### (1) 人口・世帯等の状況

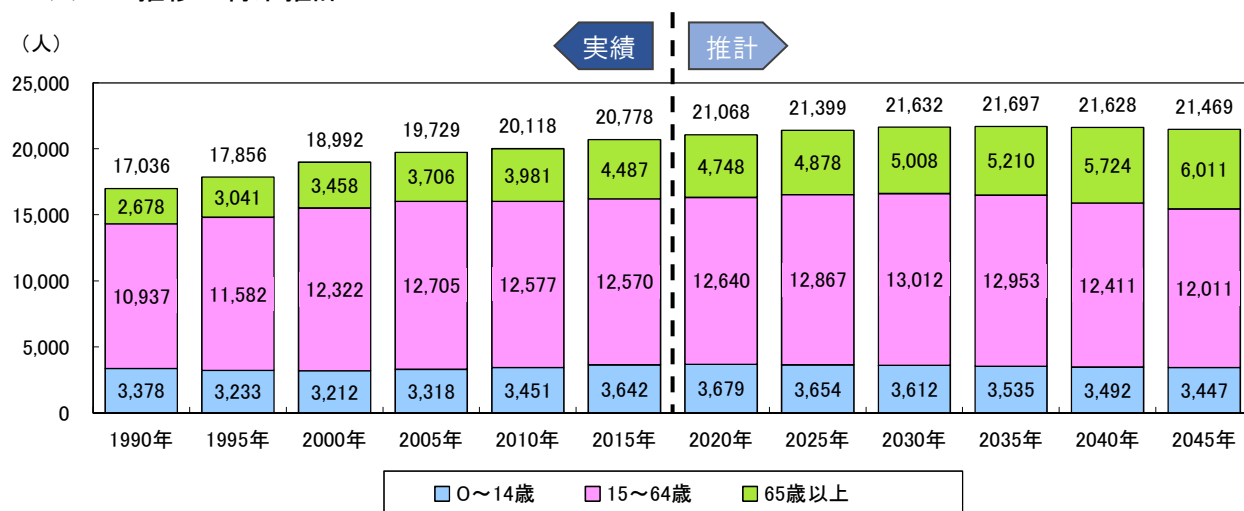
#### ① 人口の推移と将来推計

人口は増加傾向にあり、2015 年では 20,778 人と過去最高となっています。今後も人口は増加すると予測されますが、2035 年を境に減少傾向に転じると考えられます。

年齢 3 区分別にみると、生産年齢人口(15～64 歳)は 2005 年を境に微減傾向に転じる一方、年少人口(0～14 歳)は 2000 年以降微増傾向に転じています。老年人口(65 歳以上)は一貫して増加傾向にあり、2015 年では割合が 21.7%と、およそ 5 人に 1 人が老年人口となっています。

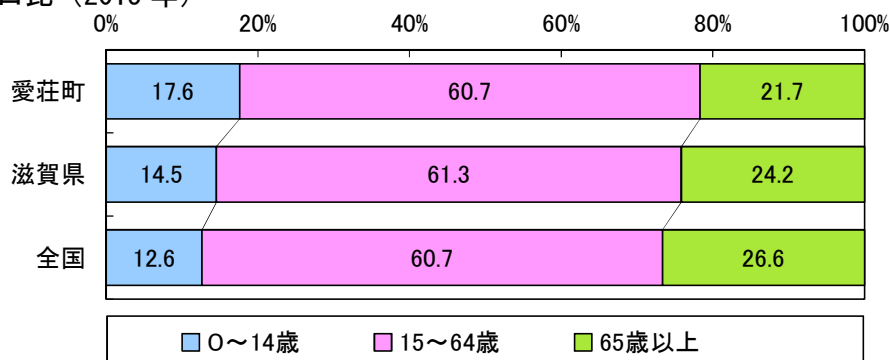
3 区分別の人口比を国・県と比較すると、本町は国・県よりも年少人口の割合が高い一方、老年人口の割合が低くなっています。

#### ■人口の推移と将来推計



資料：1990 年～2015 年：国勢調査、2020 年～2045 年：第 2 次愛荘町総合計画

#### ■ 3 区分別人口比（2015 年）



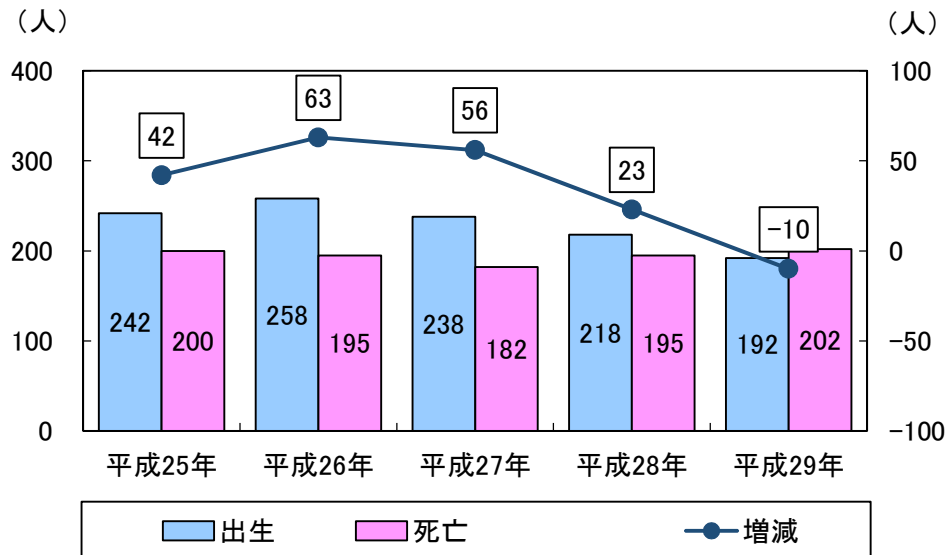
※年齢不詳を含まない。

資料：国勢調査

## ② 自然動態人口の推移

自然動態人口は、平成 25 年以降、出生人数が死亡人数を上回っていましたが、その差は徐々に縮まり、平成 29 年では死亡人数が出生人数を上回っています。

### ■自然動態人口の推移

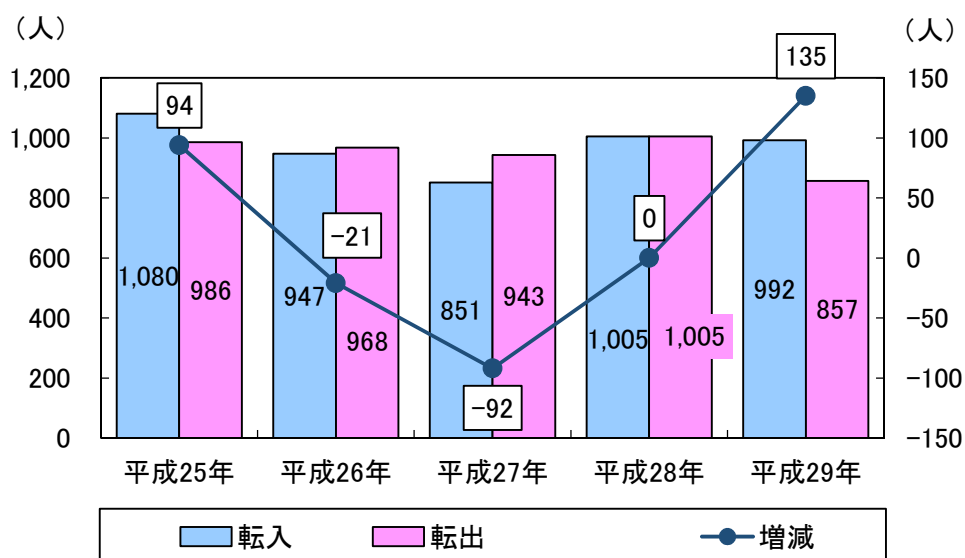


資料：滋賀県推計人口年報

## ③ 社会動態人口の推移

社会動態人口は、平成 25 年の社会増から平成 26 年には社会減に転じたものの、平成 28 年に転入人口と転出人口が同数となり、平成 29 年には転入人口が転出人口を 135 人上回っています。

### ■社会動態人口の推移



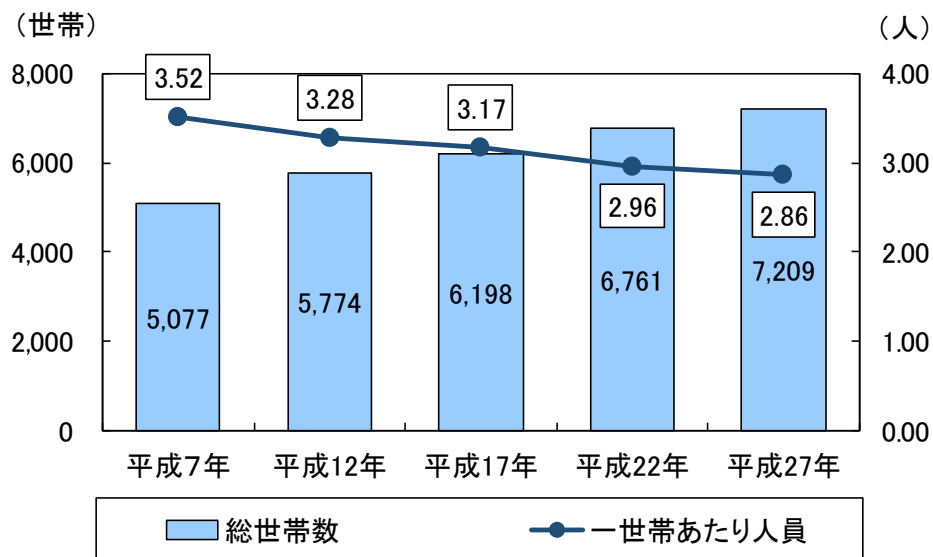
資料：滋賀県推計人口年報

#### ④ 世帯数の推移

世帯数は、平成7年以降、増加傾向となっています。

一方、一世帯あたり人員は、平成7年で3.52人、平成27年で2.86人と減少傾向となっています。

#### ■世帯数の推移

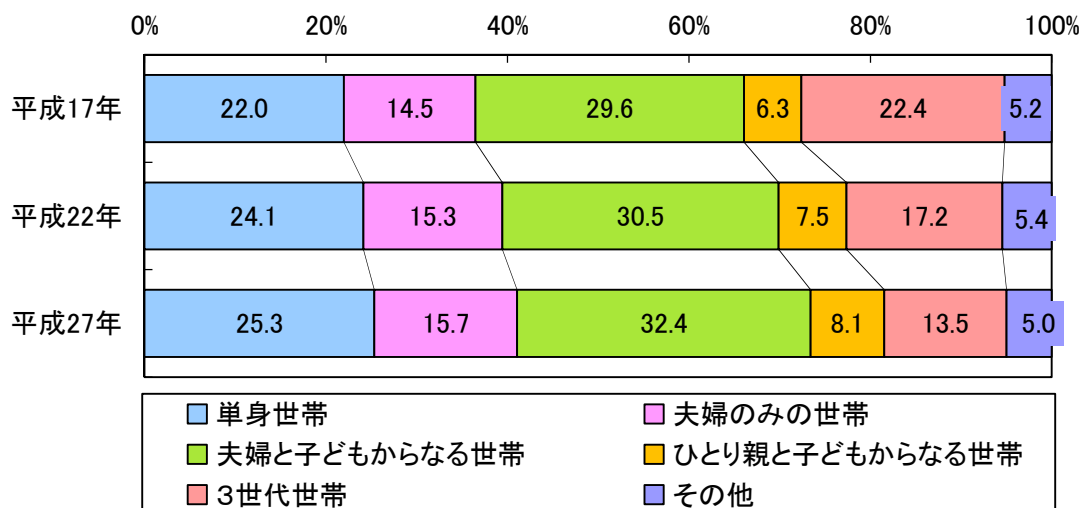


資料：国勢調査

#### ⑤ 世帯類型の状況

世帯類型は、平成17年と比較すると、3世代世帯が8.9ポイント減少しています。

#### ■世帯類型の推移（経年比較）

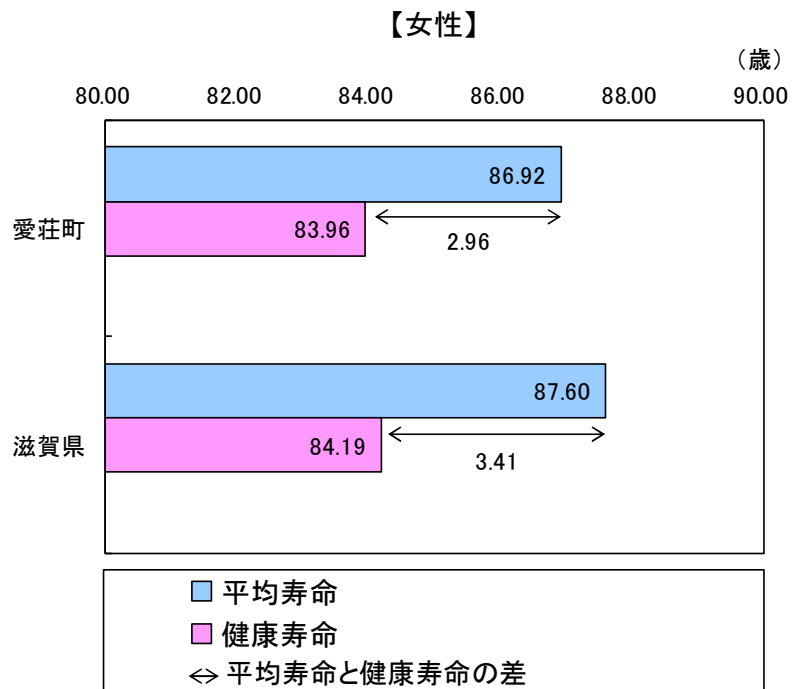
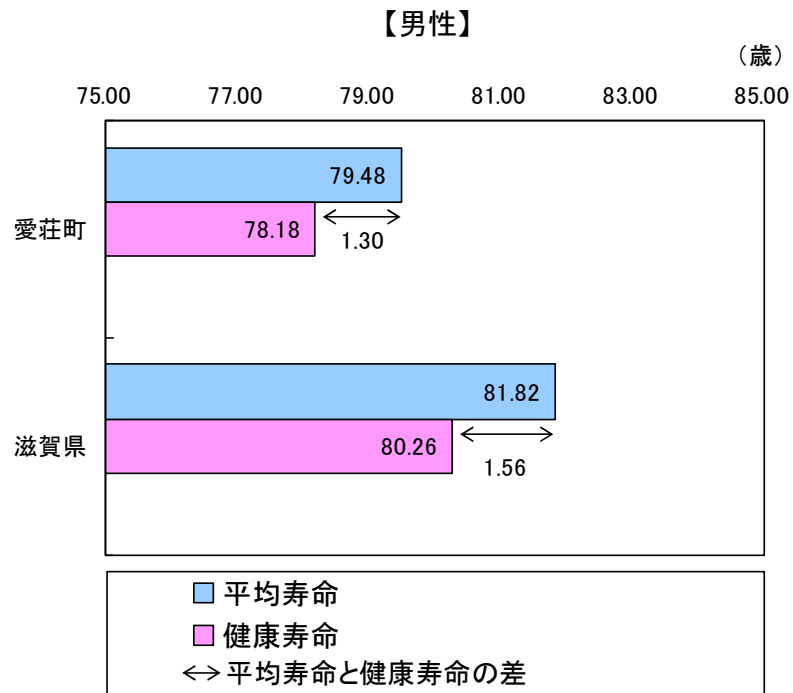


資料：国勢調査

## ⑥ 平均寿命・健康寿命の状況

平均寿命・健康寿命は、男女ともに平均寿命・健康寿命が滋賀県を下回っています。平均寿命と健康寿命の差については、男女ともに滋賀県よりも差が小さくなっています。

### ■平均寿命・健康寿命（平成 27 年）



資料：健康あいしょう 21（第 4 期）

## (2) 高齢者の状況

### ① 学区別高齢者の状況

学区別の高齢化率は、中学校区別にみると、愛知中学校区では2割を下回っていますが、秦荘中学校区では27.1%と4分の1以上が高齢者となっています。小学校区別にみると、特に秦荘東小学校区では30.3%と、最も高くなっています。

#### ■学区別高齢者の状況

単位：人、%

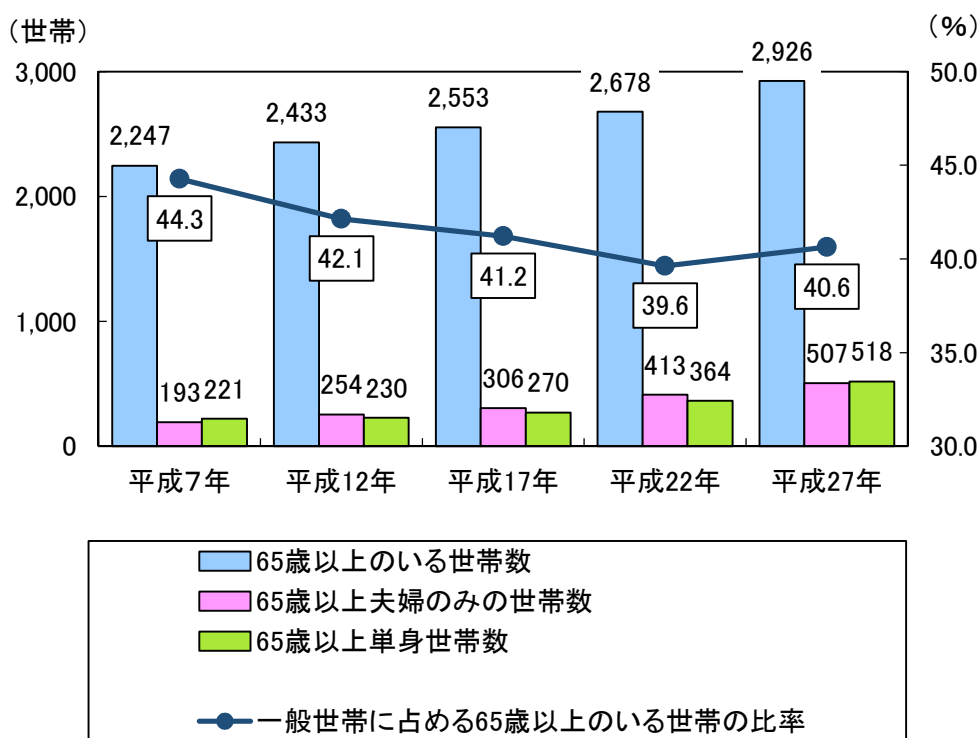
|          | 65 歳以上 |         |        | 高齢化率 |
|----------|--------|---------|--------|------|
|          |        | 65～74 歳 | 75 歳以上 |      |
| 愛 荘 町    | 4,741  | 2,359   | 2,382  | 22.2 |
| 秦荘中学校区   | 2,164  | 1,036   | 1,128  | 27.1 |
| 秦荘東小学校区  | 1,392  | 647     | 745    | 30.3 |
| 秦荘西小学校区  | 772    | 389     | 383    | 22.8 |
| 愛知中学校区   | 2,577  | 1,323   | 1,254  | 19.3 |
| 愛知川小学校区  | 1,429  | 735     | 694    | 18.7 |
| 愛知川東小学校区 | 1,148  | 588     | 560    | 20.2 |

資料：住民基本台帳（令和元年9月30日現在）

### ② 高齢者のいる世帯の推移

65歳以上のいる世帯数は、平成7年以降増加し、平成27年には一般世帯に占める65歳以上のいる世帯の比率が40.6%となっています。

#### ■高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

### ③ 要支援・要介護認定者数の推移

認定者数の要介護度別内訳をみると、要支援１・２は増加が続いていましたが、平成 29 年度で減少、平成 30 年度以降は 170 人台の推移となり、令和元年度は全体の 20.9%を占めています。要介護１・２は平成 26 年度まで増加し、平成 27 年度以降は横ばいとなっています。要介護３～５は平成 24 年度まで増加し、以降増減を繰り返しながらも横ばいで推移し、令和元年度では 316 人で全体の 38.7%を占めています。

#### ■要支援・要介護度別人数および構成比の推移

単位：人、％

| 上段：人数<br>下段：構成比 | 平成<br>22 年度    | 平成<br>23 年度    | 平成<br>24 年度    | 平成<br>25 年度    | 平成<br>26 年度    | 平成<br>27 年度    | 平成<br>28 年度    | 平成<br>29 年度    | 平成<br>30 年度    | 令和<br>元年度      |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 要支援<br>１・２      | 118<br>(18.0)  | 116<br>(16.4)  | 115<br>(15.4)  | 135<br>(17.6)  | 136<br>(17.3)  | 160<br>(19.9)  | 184<br>(22.3)  | 168<br>(20.8)  | 172<br>(21.7)  | 171<br>(20.9)  |
| 要介護<br>１・２      | 251<br>(38.2)  | 300<br>(41.0)  | 301<br>(40.2)  | 322<br>(42.0)  | 352<br>(44.8)  | 331<br>(41.1)  | 332<br>(40.3)  | 339<br>(41.9)  | 332<br>(41.8)  | 330<br>(40.4)  |
| 要介護<br>３～５      | 288<br>(43.8)  | 302<br>(42.7)  | 333<br>(44.5)  | 310<br>(40.4)  | 307<br>(37.8)  | 315<br>(39.1)  | 308<br>(37.4)  | 302<br>(37.3)  | 300<br>(36.5)  | 316<br>(38.7)  |
| 計               | 657<br>(100.0) | 708<br>(100.0) | 749<br>(100.0) | 767<br>(100.0) | 785<br>(100.0) | 806<br>(100.0) | 824<br>(100.0) | 809<br>(100.0) | 794<br>(100.0) | 817<br>(100.0) |

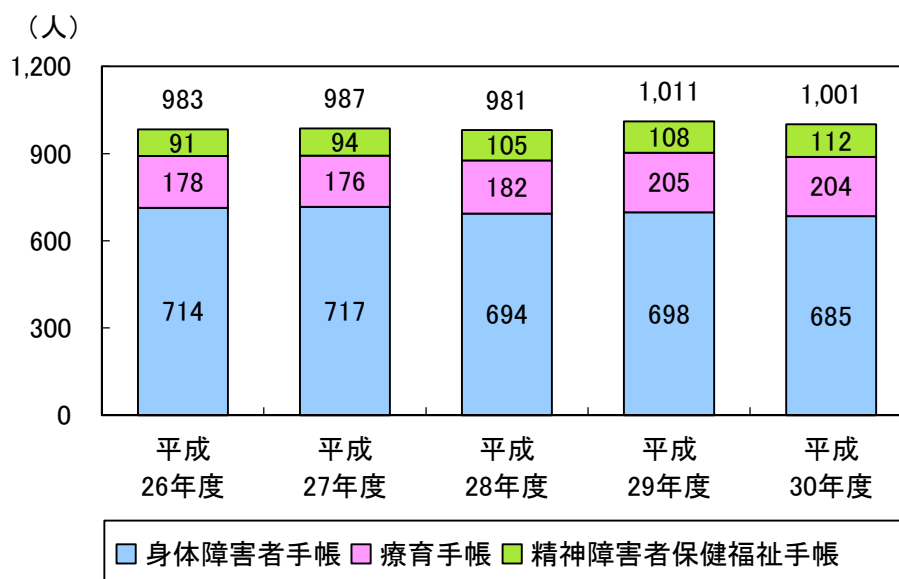
※構成比には端数が含まれるため、計と一致しない場合があります。

資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月 30 日現在）

### （３）障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は、平成 26 年度以降増減を繰り返しており、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて身体障害者手帳所持者数は 29 人の減少、療育手帳所持者数は 26 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 21 人の増加となっています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移

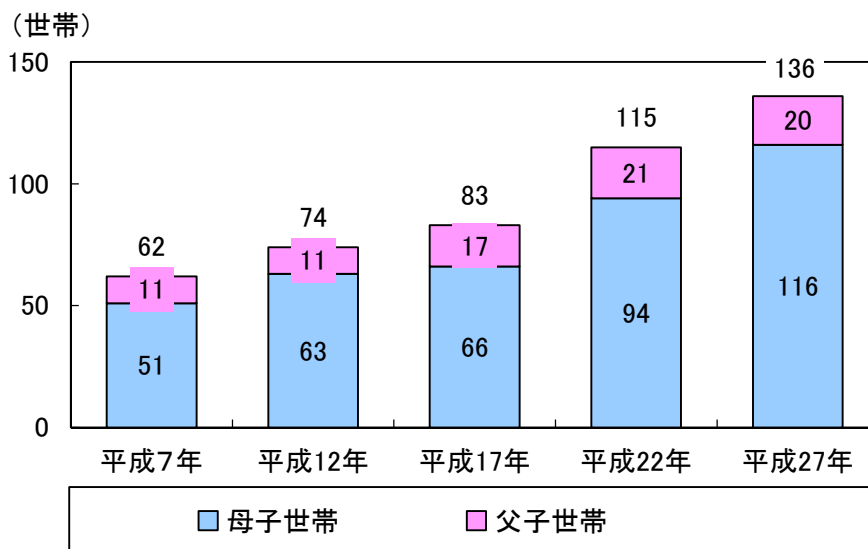


資料：愛荘町

#### (4) ひとり親世帯に関する状況

ひとり親世帯数は、平成7年以降増加傾向となっており、平成7年から平成27年にかけて母子世帯は65世帯、父子世帯は9世帯の増加となっています。

##### ■ひとり親世帯数の推移



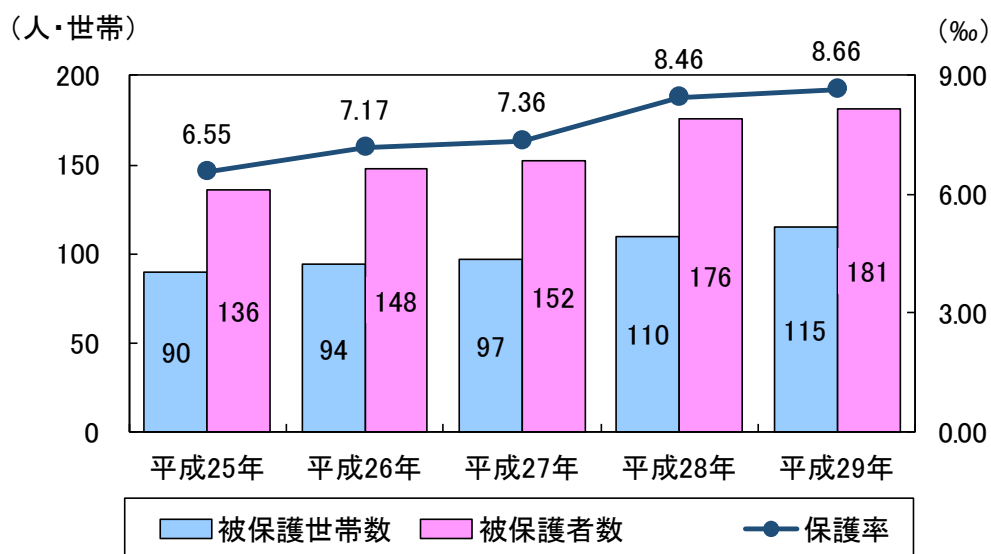
資料：国勢調査

#### (5) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は、平成25年以降、増加傾向となっています。

総人口に対する保護率（人口千対）は、平成25年と比較すると、2.11ポイント増加しています。

##### ■生活保護世帯数の推移



資料：湖東健康福祉事務所事業年報

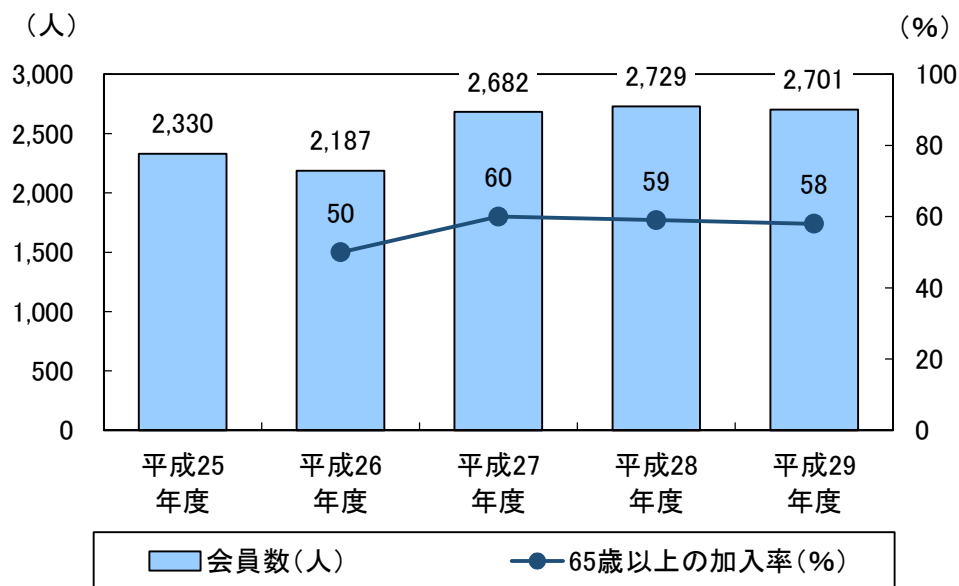
## (6) 地域福祉を支える社会資源の状況

### ① 老人クラブの状況

会員数は、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて増加し、その後概ね横ばいとなっています。

65 歳以上の加入率は、平成 27 年度以降、減少傾向となっており、平成 29 年度では 58% となっています。

#### ■会員数および加入率の推移

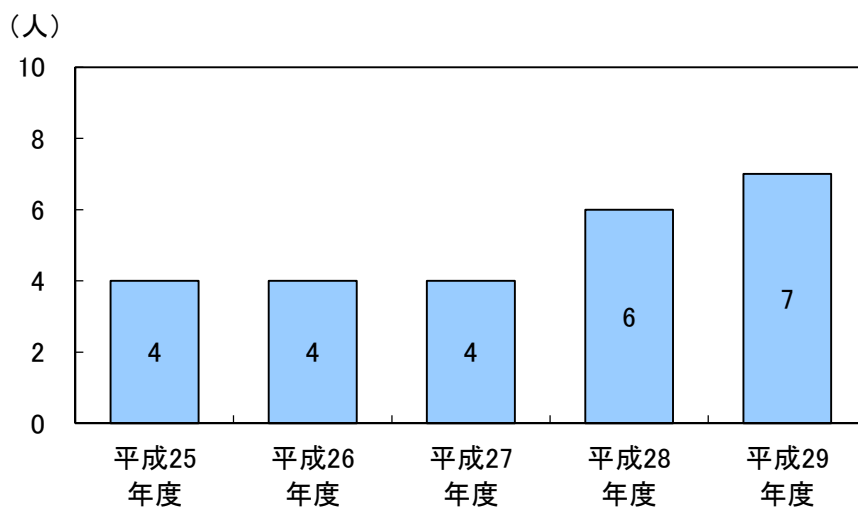


資料：愛荘町

### ② 災害ボランティアの推移

災害ボランティア数は、平成 28 年度以降増加し、平成 29 年度では 7 人となっています。

#### ■災害ボランティア数の推移



資料：愛荘町

平成18年10月4日

告示第259号

改正 平成21年5月27日告示第56号

平成22年10月1日告示第72号

平成26年11月23日告示第132号

平成27年4月1日告示第39号

(設置)

第1条 愛荘町における地域福祉の総合的な構想を策定するため、愛荘町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の町長への報告に関すること。
- (3) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、町長が委嘱する愛荘町地域支援会議委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から第2条第2号に規定する町長への報告の日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、それぞれの委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、調査および研究のため、必要に応じ、次条に規定する部会の代表者に出席を求め意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会に、計画策定にかかる個別事項を協議するため部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理をする。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この告示は、平成18年10月4日から施行する。

付 則(平成21年5月27日告示第56号)

この告示は、平成21年5月27日から施行する。

付 則(平成22年10月1日告示第72号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

付 則(平成26年11月23日告示第132号)

この告示は、平成26年11月23日から施行する。

付 則(平成27年4月1日告示第39号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

平成18年10月12日

告示第264号

(趣旨)

第1条 この告示は、愛荘町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 定員は、会場規模に応じて調整する。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で自己の住所および氏名を委員会会議傍聴受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

2 傍聴希望者が会場における適正人員を超えるときは、先着順により決定する。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、棒等その他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗およびのぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンおよびヘルメットの類を着用し、または携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラおよびビデオカメラの類を携帯している者。  
ただし、撮影または録音することにつき、委員長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 異様な服装をしている者

(8) 各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童および乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンおよびヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を入れないこと。
- (7) 不体裁な行為または他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影、録音等の制限)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの告示に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

## 4 地域福祉計画策定委員会委員名簿

| 所属団体名            | 職名         | 氏名        | 備考       |
|------------------|------------|-----------|----------|
| 大谷大学             | 教授         | 志 藤 修 史   |          |
| 社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会 | 事務局次長      | 大 野 弘 典   |          |
|                  | 係長         | 岡 村 敦 史   |          |
| 滋賀県湖東健康福祉事務所     | 困窮者自立相談支援員 | ムルカン 実香   | 平成 30 年度 |
|                  | 主幹         | 東 野 圭 吾   | 令和元年度    |
| 子育て支援センター あいっ子   | 所長         | 西 川 都 々 子 | 平成 30 年度 |
| 区長総代会            | 代表（平居区長）   | 栗 田 孫 治 郎 | 平成 30 年度 |
|                  | 南野々目区長     | 森 谷 定 夫   | 令和元年度    |
| ボランティアセンター運営委員会  | 代表         | 磯 嵩 喜 久 夫 |          |
| 愛荘町民生委員児童委員協議会   | 会長         | 治 武 純 一   |          |
| 愛荘町介護者友の会 ひまわり   | 会長         | 西 川 與 三 松 |          |
| 秦荘ケアプランセンター      | 代表者        | 小 椋 千 里   |          |
| ふれあい共同作業所        | 保護者        | 松 川 満     |          |
| ステップアップ 21       | 代表者        | 和 泉 正 夫   |          |
| 平和堂 愛知川店         | 店長         | 竹 中 透     |          |
| 有限会社北村新聞舗（中日新聞）  | 代表者        | 北 村 典 久   |          |
| 愛荘町商工会 青年部       | 部長         | 吉 岡 久 信   |          |
|                  | 政策監        | 岡 部 得 晴   |          |

## 5 策定経緯

| 年                 | 月 日                       | 経 緯                                                                                                |
|-------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 30<br>(2018) 年 | 7 月 25 日                  | 平成 30 年度第 1 回愛荘町地域福祉計画策定委員会<br>・ 愛荘町第 4 期地域福祉計画について<br>・ スケジュールについて<br>・ アンケート調査について               |
|                   | 9 月 19 日                  | 平成 30 年度第 2 回愛荘町地域福祉計画策定委員会<br>・ 愛荘町第 4 期地域福祉計画策定に伴うアンケート調査（案）について                                 |
|                   | 11 月                      | 地域福祉に関する町民アンケート調査の実施<br>・ 16 歳以上：2,000 票（無作為抽出・回収 660 票）<br>・ 中学生：220 票（2 年生全員・回収 201 票）           |
| 平成 31<br>(2019) 年 | 2 月 21 日                  | 平成 30 年度第 3 回愛荘町地域福祉計画策定委員会<br>・ 愛荘町第 4 期地域福祉計画策定に伴うアンケート調査結果について                                  |
| 令和元<br>(2019) 年   | 6 月 21 日                  | 令和元年度第 1 回愛荘町地域福祉計画策定委員会<br>愛荘町第 4 期地域福祉計画について<br>・ 計画の策定にあたって<br>・ 地域福祉を取り巻く現状と課題<br>・ 計画の基本的な考え方 |
|                   | 8 月 27 日                  | 令和元年度第 2 回愛荘町地域福祉計画策定委員会<br>重点施策の概要について<br>・ 地域包括ケアシステムについて<br>・ 地域のまるごと活性化プランについて                 |
|                   | 11 月 25 日                 | 令和元年度第 3 回愛荘町地域福祉計画策定委員会<br>愛荘町第 4 期地域福祉計画について<br>・ 基本目標の確認について<br>・ 重点施策等について<br>・ 施策展開について       |
| 令和 2<br>(2020) 年  | 1 月 10 日<br>～<br>1 月 30 日 | パブリックコメントの実施                                                                                       |
|                   | 2 月 17 日                  | 令和元年度第 4 回愛荘町地域福祉計画策定委員会<br>愛荘町第 4 期地域福祉計画について<br>・ 意見募集（パブリックコメント）実施結果について                        |
|                   | 3 月 17 日                  | 令和元年度第 5 回愛荘町地域福祉計画策定委員会<br>・ 愛荘町第 4 期地域福祉計画（案）の報告                                                 |



#### **第4期愛荘町地域福祉計画**

発行年月：令和2年3月

発 行：愛荘町

編 集：愛荘町福祉課

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

TEL：0749-42-7691

FAX：0749-42-5887

